

# 福岡県公報

平成27年12月25日  
第 3 7 5 5 号

## 目 次

### 告 示 (第1020号-第1042号)

○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) ……………	2
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) ……………	2
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課) ……………	3
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課) ……………	3
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課) ……………	3
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課) ……………	3
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課) ……………	4
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課) ……………	4
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) ……………	4
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) ……………	4
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) ……………	5
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課) ……………	5
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課) ……………	5
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課) ……………	5
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	6
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	6
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) ……………	6
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	7
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	7
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	7
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	8

○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	8
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	8

### 公 告

○長峽川水系に係る河川整備基本方針	(河 川 課) ……………	8
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) ……………	9
○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	(都市計画課) ……………	9
○契約の相手方等の公示	(教育庁企画調整課) ……………	9
○契約の相手方等の公示	(教育庁企画調整課) ……………	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	10
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課) ……………	10
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) ……………	11
○公共測量の終了	(県土整備総務課) ……………	11
○公共測量の終了	(県土整備総務課) ……………	11
○公共測量の終了(県が測量計画機関となった場合)	(県土整備総務課) ……………	11
○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	12
○公共測量の実施	(県土整備総務課) ……………	12
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(税 務 課) ……………	12
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(税 務 課) ……………	12
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(税 務 課) ……………	13
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(行政経営企画課) ……………	13
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(障害者福祉課) ……………	13
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(児童家庭課) ……………	14

### 公安委員会

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活保安課) ……………	14
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活保安課) ……………	14

- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（警察本部生活保安課）……………15
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集（警察本部運転免許試験課）……………16
- 福岡県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則（警察本部総務課）……………16
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示（警察本部総務課）……………122
- 福岡県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する告示（警察本部総務課）……………122

雑報

- 西日本宝くじの発売（財政課）……………224
- 西日本宝くじの発売（財政課）……………224
- 西日本宝くじの発売（財政課）……………224
- 西日本宝くじの発売（財政課）……………225
- 西日本宝くじの発売（財政課）……………225
- 西日本宝くじの発売（財政課）……………226
- 西日本宝くじの発売（財政課）……………226
- 西日本宝くじの発売（財政課）……………227
- 西日本宝くじの発売（財政課）……………227
- 西日本宝くじの発売（財政課）……………228
- 西日本宝くじの発売（財政課）……………228
- 西日本宝くじの発売（財政課）……………228
- 西日本宝くじの発売（財政課）……………229
- 西日本宝くじの発売（財政課）……………229
- 西日本宝くじの発売（財政課）……………230
- 西日本宝くじの発売（財政課）……………230

告示

福岡県告示第1020号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第

57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告示第270号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
重留3丁目（a）	福岡市早良区重留三丁目、大字重留、野芥六丁目及び大字西油山（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1021号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第271号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
重留3丁目（a）	福岡市早良区重留三丁目、大字重留、野芥六丁目及び大字西油山（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

## 福岡県告示第1022号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
弘（2）- 3	福岡市東区勝馬弘（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
名島1丁目（1）	福岡市東区名島一丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
八尻（2）	福岡市東区下原二丁目（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

## 福岡県告示第1023号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
名島1丁目（1）	福岡市東区名島一丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

## 福岡県告示第1024号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
金隈（f）- 1	福岡市博多区金の隈一丁目及び大字金隈（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
立花寺（f）	福岡市博多区大字立花寺（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

## 福岡県告示第1025号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
金隈（f）- 1	福岡市博多区金の隈一丁目及び大字金隈（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
立花寺（f）	福岡市博多区大字立花寺（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第1026号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小 川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
昭代1丁目-1	福岡市早良区昭代一丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
昭代1丁目-2	福岡市早良区昭代一丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
重留3丁目（a）	福岡市早良区重留三丁目、大字重留、野芥六丁目及び大字西油山（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第1027号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小 川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
昭代1丁目-1	福岡市早良区昭代一丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

昭代1丁目-2	福岡市早良区昭代一丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり
重留3丁目（a）	福岡市早良区重留三丁目、大字重留、野芥六丁目及び大字西油山（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面3に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第1028号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成22年3月福岡県告示第536号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小 川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
三条（e）	太宰府市三条二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第1029号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年2月福岡県告示第71号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小 川 洋



区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
三条 (e)	太宰府市三条二丁目 (別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。

### 福岡県告示第1030号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年6月福岡県告示第537号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
水城台 (2) - 1	太宰府市水城四丁目及び大字太宰府 (別紙図面2に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面2は省略し、その図面を太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。

### 福岡県告示第1031号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年6月福岡県告示第538号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
水城台 (2) - 1	太宰府市水城四丁目及び大字太宰府 (別紙図面2に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面2は省略し、その図面を太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。

### 福岡県告示第1032号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
三条 - b	太宰府市三条三丁目 (別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
三条 (e)	太宰府市三条二丁目 (別紙図面2に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
水城台 (2) - 1	太宰府市水城四丁目及び大字太宰府 (別紙図面3に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
坂本 - 1	太宰府市坂本二丁目 (別紙図面4に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
三条 (c)	太宰府市三条三丁目 (別紙図面5に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。

### 福岡県告示第1033号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指

定する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
三条-b	太宰府市三条三丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
三条(e)	太宰府市三条二丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり
水城台(2)-1	太宰府市水城四丁目及び大字太宰府（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面3に記載する表のとおり
坂本-1	太宰府市坂本二丁目（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面4に記載する表のとおり
三条(c)	太宰府市三条三丁目（別紙図面5に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面5に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。

#### 福岡県告示第1034号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	玉名線 八女	前	八女市立花町白木440番4先から 八女市立花町北山363番1先まで	12.5 ～ 36.5	1,466.0
			後	八女市立花町白木440番4先から 八女市立花町北山363番1先まで	12.5 ～ 36.5	1,466.0

#### 福岡県告示第1035号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年12月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	玉名線 八女	八女市立花町白木440番4先から 八女市立花町白木453番先まで

#### 福岡県告示第1036号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所  
糟屋郡宇美町大字炭焼字原田谷山283の42
- 指定の目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1037号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
北九州	県道	岡垣海線	前	宗像市田野3163番先から 宗像市江口1193番4先まで	3.8 ～ 13.6	1,616.6	
			後	宗像市田野3163番先から 宗像市江口1193番4先まで	3.8 ～ 17.4		

			後	宗像市田野3163番先から 宗像市江口1193番4先まで	10.0 ～ 23.1	1,776.1	うち一般国道495号 重用延長 1,203.2メ ートル
--	--	--	---	---------------------------------	-------------------	---------	---------------------------------------

福岡県告示第1038号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北九州	県道	遠賀宗像線 自転車道	前	宗像市田野3165番先から 宗像市江口599番3先まで	4.0 ～ 12.4	381.4
			後	宗像市田野3165番先から 宗像市江口599番3先まで	4.0 ～ 8.6	

福岡県告示第1039号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	西島線 筑邦線	前	久留米市安武町住吉2413番4先から 久留米市安武町住吉437番2先まで	4.6 ～ 9.7	100.0
			前	久留米市安武町住吉2413番4先から 久留米市安武町住吉437番2先まで	4.6 ～ 9.2	111.0
			後	久留米市安武町住吉2413番4先から 久留米市安武町住吉437番2先まで	4.6 ～ 14.0	100.0

**福岡県告示第1040号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年12月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	西島線 筑邦線	久留米市安武町住吉2413番4先から 久留米市安武町住吉437番2先まで

**福岡県告示第1041号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	三川線 田主丸	前	久留米市田主丸町豊城1276番2先から 久留米市田主丸町豊城62番1先まで	6.0 ～ 14.3	189.2
			後	久留米市田主丸町豊城1276番2先から 久留米市田主丸町豊城62番1先まで	8.1 ～ 17.7	189.2

**福岡県告示第1042号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年12月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	屑川線 豊前線	豊前市大字篠瀬484番先から 豊前市大字岩屋641番2先まで

**公 告**

**公告**

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定に基づき、「長峡川水系河川整備基本方針」を定めたので、同条第5項の規定により公表する。

その関係図書については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県県土整備部河川課及び福岡県京築県土整備事務所に備え置く。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパー・キッド前原店
- (2) 所在地 糸島市篠原東三丁目1番20号

### 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

#### (1) 防災・防犯対策への協力

・福岡県安全・安心まちづくり条例に基づき、防犯性の向上に配慮した施設の設計、整備を行うよう努めること。

#### (2) 騒音の発生に係る事項

- ・騒音規制法に基づき市が指定する地域における規制基準を遵守すること。
- ・騒音規制法に基づく特定施設を設置する場合は、事前に届出をすること。
- ・荷さばき施設、廃棄物等保管庫施設の場所が民家に近いため、騒音などの苦情が出ないように配慮すること。
- ・特に早朝、夜間の荷物の搬入については、騒音の問題が生じないように配慮すること。

#### (3) 街並みづくり等への配慮等

・壁面広告板、広告塔看板があるときは、福岡県屋外広告物条例により市へ提出し許可を受けること。

・売り出し等の看板を道路に設置しないこと。

## 公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、粕屋町原町五丁目土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

就任した理事

氏名	住所
山田 茂	糟屋郡粕屋町原町二丁目6番15号
田代 正博	糟屋郡粕屋町原町四丁目12番16号
牛房 忠雄	糟屋郡粕屋町原町二丁目4番12号
田代 秀彦	糟屋郡粕屋町原町四丁目2番27号
青木 善一	糟屋郡粕屋町原町四丁目10番29号
進藤 武重	糟屋郡粕屋町原町四丁目10番26号
波多野 徹	筑紫野市美しが丘南四丁目11番地8

## 公告

契約の相手方等について、次のとおり公示します。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

### 1 契約に係る物品等の名称及び数量

パソコン教室用ネットワーク機器等賃貸借契約 一式

### 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

#### (1) 部局の名称

福岡県教育庁教育企画部企画調整課

#### (2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号



- 3 契約の相手方を決定した日  
平成27年11月4日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
  - (1) 氏名  
NTTファイナンス株式会社 九州支店
  - (2) 住所  
福岡市博多区博多駅前二丁目2番1号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
139,314,816円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約を行った理由  
政府調達に関する協定〔政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正されたもの〕第13条1（a）に該当

**公告**

契約の相手方等について、次のとおり公示します。

平成27年12月25日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 契約に係る物品等の名称及び数量  
生徒実習用パソコン等賃貸借契約 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
福岡県教育庁教育企画部企画調整課
  - (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成27年11月5日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏名  
株式会社キューコーリース
- (2) 住所  
福岡市中央区高砂二丁目10番1号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
159,485,760円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約を行った理由  
政府調達に関する協定〔政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正されたもの〕第13条1（a）に該当

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
宗像市池浦字川原田372番36
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
糟屋郡須恵町大字上須恵1547-1 A101  
吉武 新一郎

**公告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小 川 洋

土地改良区名	認可年月日
大橋土地改良区	平成27年12月15日

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成w年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日  
平成27年12月14日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 ゆめモール筑後
  - 所在地 筑後市前津字松葉2番1号 外
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島市東区二葉の里三丁目3番1号 他7社	株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島市東区二葉の里三丁目3番1号 他8社

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

- 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡西区大字楠橋	平成27年11月11日

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

- 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡東区大字枝光	平成27年11月30日

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

- 測量の種類  
公共測量（基準点測量）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
遠賀郡水巻町宮尾台地区	平成27年10月30日

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区大字長行 北九州市小倉南区曾根新田	平成27年11月13日から 平成28年2月29日まで

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

公共測量（数値地形図データ作成、更新）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市内	平成27年11月20日から 平成28年3月31日まで

## 公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで過疎地域及び離島振興対策実施地域に対する福岡県税の課税免除に関する条例の施行に関する規則（昭和38年福岡県規則第3号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

## 1 意見を募集しなかった理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の制定等に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

## 2 規則の公布日

平成27年12月25日

## 公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県産業廃棄物税条例施行規則（平成17年福岡県規則第7号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

## 1 意見を募集しなかった理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の制定等に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

## 2 規則の公布日

平成27年12月25日

---

**公告**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないでグリーンアジア国際戦略総合特区における福岡県税の課税免除に関する条例施行規則（平成24年福岡県規則第47号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

## 1 意見を募集しなかった理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の制定に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

## 2 規則の公布日

平成27年12月25日

---

**公告**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県立公文書館条例施行規則（平成24年福岡県規則第45号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部行政経営企画課に備え置きます。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

## 1 意見を募集しなかった理由

福岡県総務部県民情報広報課が福岡県行政手続条例第37条第1項の規定による手続を実施して定めた知事が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則（平成17年福岡県規則第27号）第4条第1項第1号の規定と実質的に同一の内容を定めるものであり、同条例第37条第4項第5号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

## 2 規則の公布日

平成27年12月25日

---

**公告**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県障害者の日常生活及び社会生活を支援するための法律施行細則（平成19年福岡県規則第49号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部障害者福祉課に備え置きます。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

## 1 意見を募集しなかった理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）の制定等に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

## 2 規則の公布日

平成27年12月25日

## 公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和57年福岡県規則第30号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部児童家庭課に備え置きます。

平成27年12月25日

福岡県知事 小川 洋

### 1 意見を募集しなかった理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の制定に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

### 2 規則の公布日

平成27年12月25日

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会告示第357号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成27年12月25日

福岡県公安委員会

### 1 講習会の日時、場所等

#### (1) 講習会の日時

平成28年2月21日（日） 午前10時から午後5時までの間

#### (2) 講習会の場所

飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室

### (3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

### 2 講習の時間及び科目

時間	科目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

### 3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

### 福岡県公安委員会告示第358号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成27年12月25日



## 福岡県公安委員会

## 1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成28年2月8日(月) 午後1時30分～午後4時30分	飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室	飯塚警察署
平成28年2月17日(水) 午後1時30分～午後4時30分	北九州市八幡西区東王子町2番1号 八幡西警察署 会議室	八幡西警察署
平成28年2月19日(金) 午後1時30分～午後4時30分	宗像市東郷1丁目2番2号 宗像警察署 会議室	宗像警察署

## 2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

## 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真(申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの)を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

## 福岡県公安委員会告示第359号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習(技能講習)を次のとおり開催するので告示する。

平成27年12月25日

福岡県公安委員会

## 1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成28年3月3日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各日18名
平成28年3月10日(木) 午前9時00分～午後5時00分			
平成28年3月17日(木) 午前9時00分～午後5時00分			

## 2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成28年3月3日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名

## 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

### 福岡県警察本部告示第78号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、筑豊自動車運転免許試験場の技能試験コースの使用許可に係る審査基準（案）について、次のとおり意見を募集する。

平成27年12月25日

福岡県警察本部長 吉田尚正

#### 1 意見募集期間

平成27年12月25日から平成28年1月25日まで

#### 2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部運転免許試験課に備え置く。

### 福岡県公安委員会規則第12号

福岡県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成27年12月25日

福岡県公安委員会

福岡県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則（平成18年福岡県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 条例第10条第2項第7号の規則で定める事項は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第26条第1項に規定する特定個人情報保護評価の種類とする。

第3条の見出しを「（開示請求書）」に改め、同条中「様式第2号）」の次に「（特定個人情報にあっては、特定個人情報開示請求書（様式第2号の2）」を加える。

第4条第1項中「（条例第22条第5項、第27条第3項及び第35条第2項において準用する場合を含む。）の」を「に規定する」に改め、同項第1号中「運転免許証」を「開示請求書に記載されている開示請求をしようとする者の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている運転免許証」に改め、「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード（住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号）別記様式第2の様式によるものに限る。）」を「番号利用法第2条第7項に規定する個人番号カード」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 条例第13条第2項に規定する個人情報の本人の法定代理人（特定個人情報にあっては、本人の法定代理人又は本人の委任による代理人。次項において同じ。）であることを証明するために必要な書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 本人の法定代理人 次に掲げる書類

ア 戸籍抄本その他その資格を証明する書類

イ 本人の法定代理人自身であることを証明するために必要な書類

(2) 本人の委任による代理人 次に掲げる書類

ア 委任状

イ 本人の委任による代理人自身であることを証明するために必要な書類

第4条に次の1項を加える。

3 前項第1号イ及び第2号イの書類については、第1項の規定を準用する。ただし、本人の法定代理人が法人であるときは、登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類及び開示請求をしようとする者と当該法人との関係を証する書類その他これらに類する書類であって公安委員会が適当と認めるものとする。

第5条の見出しを「（開示決定通知書等）」に改め、同条第1項第1号中「様式第3号）」の次に「（特定個人情報にあっては、特定個人情報開示決定通知書（様式第3号の2）」を加え、同項第2号中「様式第4号）」の次に「（特定個人情報にあっては、特定個人情報部分開示決定通知書（様式第4号の2）」を加え、同条第2項中「様式第5号）」の次に「（特定個人情報にあっては、特定個人情報不開示決定通知書（様式第5号の2）」を加える。

第6条中「開示決定等期間延長通知書（様式第6号）」を「個人情報開示決定等期間

延長通知書（様式第6号）（特定個人情報にあっては、特定個人情報開示決定等期間延長通知書（様式第6号の2））」に改める。

第7条中「開示決定等期間特例延長通知書（様式第7号）」を「個人情報開示決定等期間特例延長通知書（様式第7号）（特定個人情報にあっては、特定個人情報開示決定等期間特例延長通知書（様式第7号の2））」に改める。

第8条中「開示請求事案移送通知書（様式第8号）」を「個人情報開示請求事案移送通知書（様式第8号）（特定個人情報にあっては、特定個人情報開示請求事案移送通知書（様式第8号の2））」に改める。

第9条第3項中「意見照会書（様式第9号）」を「個人情報開示請求に係る意見照会書（様式第9号）（特定個人情報にあっては、特定個人情報開示請求に係る意見照会書（様式第9号の2））」に改め、同条第4項中「意見照会書（様式第10号）」を「個人情報開示請求に係る意見照会書（様式第10号）（特定個人情報にあっては、特定個人情報開示請求に係る意見照会書（様式第10号の2））」に改め、同条第5項中「開示決定に係る通知書（様式第11号）」を「個人情報開示決定に係る通知書（様式第11号）（特定個人情報にあっては、特定個人情報開示決定に係る通知書（様式第11号の2））」に改める。

第10条各号を次のように改める。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 次のいずれかに掲げる方法
  - ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
  - イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（録音時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 次のいずれかに掲げる方法
  - ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
  - イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（録画時間が120分でVHS方式のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付
- (3) 前2号に該当するものを除くその他の電磁的記録 次のいずれかに掲げる方式であって、公安委員会がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるもの
  - ア 当該電磁的記録を日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙に出力したものの

閲覧又は交付

イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴（当該閲覧又は視聴を容易に行うことができるときに限る。）

ウ 当該電磁的記録をCD-Rその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付（当該複写したものの交付を容易に行うことができるときに限る。）

第11条に次の1項を加える。

4 第4条の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

第14条の見出しを「（訂正請求書）」に改め、同条中「様式第12号）」の次に「（特定個人情報にあっては、特定個人情報訂正請求書（様式第12号の2））」を加える。

第15条の見出し中「確認」を「確認等」に改め、同条中「個人情報部分開示決定通知書」の次に「（特定個人情報にあっては、特定個人情報開示決定通知書又は特定個人情報部分開示決定通知書）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 第4条の規定は、訂正請求をしようとする者について準用する。

第16条の見出しを「（訂正決定通知書等）」に改め、同条第1項中「様式第13号）」の次に「（特定個人情報にあっては、特定個人情報訂正決定通知書（様式第13号の2））」を加え、同条第2項中「様式第14号）」の次に「（特定個人情報にあっては、特定個人情報不訂正決定通知書（様式第14号の2））」を加える。

第17条中「訂正決定等期間延長通知書（様式第15号）」を「個人情報訂正決定等期間延長通知書（様式第15号）（特定個人情報にあっては、特定個人情報訂正決定等期間延長通知書（様式第15号の2））」に改める。

第18条中「訂正決定等期間特例延長通知書（様式第16号）」を「個人情報訂正決定等期間特例延長通知書（様式第16号）（特定個人情報にあっては、特定個人情報訂正決定等期間特例延長通知書（様式第16号の2））」に改める。

第19条中「訂正請求事案移送通知書（様式第17号）」を「個人情報訂正請求事案移送通知書（様式第17号）（特定個人情報にあっては、特定個人情報訂正請求事案移送通知書（様式第17号の2））」に改める。

第20条の見出しを「（訂正実施通知書）」に改め、同条中「様式第18号）」の次に「（特定個人情報にあっては、特定個人情報訂正実施通知書（様式第18号の2））」を加える。

第21条の見出しを「（利用停止請求書）」に改め、同条中「様式第19号）」の次に「（特

定個人情報にあつては、特定個人情報利用停止請求書（様式第19号の2）」を加える。

第22条中「第15条」を「第4条及び第15条第1項」に改める。

第23条の見出しを「(利用停止決定通知書等)」に改め、同条第1項中「様式第20号)」の次に「(特定個人情報にあつては、特定個人情報利用停止決定通知書（様式第20号の2))」を加え、同条第2項中「様式第21号)」の次に「(特定個人情報にあつては、特定個人情報利用不停止決定通知書（様式第21号の2))」を加える。

第24条中「利用停止決定等期間延長通知書（様式第22号)」を「個人情報利用停止決定等期間延長通知書（様式第22号）(特定個人情報にあつては、特定個人情報利用停止決定等期間延長通知書（様式第22号の2))」に改める。

第25条中「利用停止決定等期間特例延長通知書（様式第23号)」を「個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書（様式第23号）(特定個人情報にあつては、特定個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書（様式第23号の2))」に改める。

第26条中「審議会諮問通知書（様式第24号)」を「個人情報に係る審議会諮問通知書（様式第24号）(特定個人情報にあつては、特定個人情報に係る審議会諮問通知書（様式第25号))」に改める。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

個人情報取扱事務登録簿

所管所属

番号	個人情報取扱事務の名称	個人情報の項目							処理形態	個人情報の主な収集先	個人情報の目的外利用・提供の有無	特定個人情報ファイルの保有の有無	事務開始年月日
	個人情報取扱事務の目的	基本的事項	心身の状況	思想・信条等	家庭生活	社会生活	資産・収入	その他の事項				特定個人情報保護評価の種類	備考
	個人情報の対象者の類型											有	無
	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍等	<input type="checkbox"/> 健康・病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体状況	<input type="checkbox"/> 思想・信条及び宗教 <input type="checkbox"/> 人種及び民族 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分 ※収集する理由 (根拠法令等)	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 居住状況	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 地位	<input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況	<input type="checkbox"/> 趣味	<input type="checkbox"/> 手作業処理 <input type="checkbox"/> 電子計算機処理 ※電子計算機等の結合による提供 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 (条例第3条第4項第号該当) <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> 実施機関内での利用	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (条例第5条第2項第号該当) <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 全項目評価 <input type="checkbox"/> 重点項目評価 <input type="checkbox"/> 基礎項目評価	年月日	
	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍等	<input type="checkbox"/> 健康・病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体状況	<input type="checkbox"/> 思想・信条及び宗教 <input type="checkbox"/> 人種及び民族 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分 ※収集する理由 (根拠法令等)	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 居住状況	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 地位	<input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況	<input type="checkbox"/> 趣味	<input type="checkbox"/> 手作業処理 <input type="checkbox"/> 電子計算機処理 ※電子計算機等の結合による提供 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 (条例第3条第4項第号該当) <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> 実施機関内での利用	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (条例第5条第2項第号該当) <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 全項目評価 <input type="checkbox"/> 重点項目評価 <input type="checkbox"/> 基礎項目評価	年月日	
	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍等	<input type="checkbox"/> 健康・病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体状況	<input type="checkbox"/> 思想・信条及び宗教 <input type="checkbox"/> 人種及び民族 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分 ※収集する理由 (根拠法令等)	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 居住状況	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 地位	<input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況	<input type="checkbox"/> 趣味	<input type="checkbox"/> 手作業処理 <input type="checkbox"/> 電子計算機処理 ※電子計算機等の結合による提供 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 (条例第3条第4項第号該当) <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> 実施機関内での利用	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (条例第5条第2項第号該当) <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 全項目評価 <input type="checkbox"/> 重点項目評価 <input type="checkbox"/> 基礎項目評価	年月日	
	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍等	<input type="checkbox"/> 健康・病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体状況	<input type="checkbox"/> 思想・信条及び宗教 <input type="checkbox"/> 人種及び民族 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分 ※収集する理由 (根拠法令等)	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 居住状況	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 地位	<input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況	<input type="checkbox"/> 趣味	<input type="checkbox"/> 手作業処理 <input type="checkbox"/> 電子計算機処理 ※電子計算機等の結合による提供 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 (条例第3条第4項第号該当) <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> 実施機関内での利用	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (条例第5条第2項第号該当) <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 全項目評価 <input type="checkbox"/> 重点項目評価 <input type="checkbox"/> 基礎項目評価	年月日	



様式第 2 号（第 3 条関係）

（表）

## 個人情報開示請求書

福岡県公安委員会 殿

年 月 日

郵便番号

（請求者）住 所

フリガナ

氏 名

電話番号（ — ）

福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 1 3 条第 1 項の規定により、次のとおり個人情報の開示を請求します。

請求する個人情報の内容 <small>（請求する個人情報の内容が特定できるよう、開示請求に係る個人情報が記録されている公文書の名称、内容等をできるだけ具体的に記載してください。）</small>	請求する個人情報の内容
求める開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴取 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送希望）
法定代理人が請求する場合にはおける本人の氏名等	氏名
	住所
	状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生）の親権者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人

注 1 については、該当するにレ印を付けてください。

2 請求の際は、本人であること（又は法定代理人自身であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券、健康保険証、個人番号カード等）の提出又は提示が必要です。

3 法定代理人による請求の場合は、2 の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提出又は提示が必要です。

（A 4）

(裏)

書類の送付先 (請求者欄の住所と異なる場合のみ記入)

郵便番号.....
送付先.....
電話番号 (.....) —
書類の送付先が、請求者欄の住所と異なる場合は、その理由を記入し、当該理由を証明する書類 (例えば入院先の病院長の証明等) の提出又は提示をしてください。
(理由)

## 【郵送により開示請求をする場合】

1 本人であること (又は法定代理人自身であること) を証明するために次に掲げる書類を提出することが必要です。(該当する書類に○をしてください。)

(1) 個人の場合 (ア又はイのいずれかの書類の提出が必要)

ア 法令の規定により交付された書類の写し

- ・運転免許証 ・旅券 ・健康保険証 ・個人番号カード
- ・その他法令の規定により交付された書類 (括弧の中に具体的に記入してください。)

イ アの書類が提出できない場合の書類 (例えば会社、学校等が発行する身分証明書の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。)

(.....)

(2) 法人の場合 (ア及びイの両方の書類の提出が必要)

ア 登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類等 (括弧の中に具体的に記入してください。)

イ 開示請求をしようとする者と当該法人との関係を証する書類等 (例えば法人が発行する社員証の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。)

(.....)

2 法定代理人による請求の場合は、1 の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提出が必要です。

3 郵送料金及び写しの作成に要する費用は、請求者負担となります。

## ※ 事務担当課等記入欄

事務担当課等	(所属・係)	
請求者本人確認欄	(1)運転免許証 (2)旅券 (3)健康保険の被保険者証 (4)個人番号カード (5)その他 (.....)	
法定代理人資格確認欄	(1)戸籍抄本 (2)その他 (.....)	
受理年月日等	受理年月日	受理窓口
	年 月 日	受理番号

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第 2 号の 2 (第 3 条関係)

(表)

## 特定個人情報開示請求書

福岡県公安委員会 殿

年 月 日

郵便番号

(請求者) 住 所

フリガナ

氏 名

電話番号 ( )

福岡県個人情報保護条例 (平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号) 第 1 3 条第 1 項の規定により、次のとおり特定個人情報の開示を請求します。

請求する特定個人情報の内容 (請求する特定個人情報の内容が特定できるよう、開示請求に係る特定個人情報の記録されている公文書の名称、内容等をできるだけ具体的に記載してください。)		
求める開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴取 <input type="checkbox"/> 写しの交付 ( <input type="checkbox"/> 郵送希望 )	
代理人が	氏名	
請求する	住所	
場合にお	電話番号	(任意代理人の場合)
ける本人	代理人の種別	
の氏名等	<input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 未成年者 ( 年 月 日生) の親権者 ) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人	

- 注 1 については、該当するにレ印を付けてください。  
 2 請求の際は、本人であること (又は代理人自身であること) を証明するために必要な書類 (運転免許証、旅券、健康保険証、個人番号カード等) の提出又は提示が必要です。  
 3 法定代理人による請求の場合は、2の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提出又は提示が必要です。  
 4 この様式において「任意代理人」とは、本人の委任による代理人をいいます。  
 5 任意代理人による請求の場合は、2の書類のほか委任状の提出が必要です。  
 6 任意代理人による請求の場合は、本人に対する代理権の付与についての確認を電話等により行いますので、本人の電話番号を必ず記載してください。

(A 4)

(裏)

書類の送付先 (請求者欄の住所と異なる場合のみ記入)

郵便番号.....
送付先.....
電話番号 ( ) .....
書類の送付先が、請求者欄の住所と異なる場合は、その理由を記入し、当該理由を証明する書類 (例えば入院先の病院長の証明等) の提出又は提示をしてください。
(理由)

## 【郵送により開示請求をする場合】

1 本人であること (又は代理人自身であること) を証明するために次に掲げる書類を提出することが必要です。(該当する書類に○をしてください。)

(1) 個人の場合 (ア又はイのいずれかの書類の提出が必要)

ア 法令の規定により交付された書類の写し

- ・運転免許証 ・旅券 ・健康保険証 ・個人番号カード
- ・その他法令の規定により交付された書類 (括弧の中に具体的に記入してください。)

イ アの書類が提出できない場合の書類 (例えば会社、学校等が発行する身分証明書  
の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。)

( )

(2) 法人の場合 (ア及びイの両方の書類の提出が必要)

ア 登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類等 (括弧の中に具体的に記入してください。)

イ 開示請求をしようとする者と当該法人との関係を証する書類等 (例えば法人が発行する社員証の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。)

( )

2 法定代理人による請求の場合は、1 の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提出が必要です。

3 任意代理人による請求の場合は、1 の書類のほか委任状の提出が必要です。

4 郵送料金及び写しの作成に要する費用は、請求者負担となります。

## ※ 事務担当課等記入欄

事務担当課等	(所属・係)		
請求者本人確認欄	(1)運転免許証 (2)旅券 (3)健康保険の被保険者証 (4)個人番号カード (5)その他 ( )		
法定代理人資格確認欄	(1)戸籍抄本 (2)その他 ( )		
任意代理人資格確認欄	委任状		
受理年月日等	受理年月日	受理窓口	受理番号
	年 月 日		



様式第3号を次のように改める。

様式第 3 号 (第 5 条関係)

# 個人情報開示決定通知書

福岡県公安委員会発第 号  
年 月 日

様

福岡県公安委員会  
印

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 1 7 条第 1 項の規定により、次のとおり個人情報の全部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容		
個人情報の開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日 時 分 午前 午後
	場所	
事務担当課等	(所属・係)	
	電話番号 ( ) - 内線 ( )	
備考		

- 注 1 個人情報の開示を受ける際には、①この通知書と②開示請求をした本人であることを証明するために必要な書類を係員に提示してください。
- 2 指定された日時に来られない場合は、あらかじめその旨を電話等により事務担当課等まで連絡してください。
- 3 福岡県個人情報保護条例第 2 2 条第 4 項の規定により、この通知があった日から 9 0 日を経過すると開示を受けることができなくなりますので、御留意ください（正当な理由がある場合を除きます。）。

(A 4)

様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第 3 号の 2 (第 5 条関係)

### 特定個人情報開示決定通知書

福岡県公安委員会発第 号  
年 月 日

様

福岡県公安委員会

印

年 月 日付けで開示請求のあった特定個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 16 年福岡県条例第 57 号）第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり特定個人情報の全部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る特定個人情報 の内容		
特定個人情報の開示を実施 する日時及び場所	日時	午前 時 分 午後
事務担当課等	場所	
	(所属・係)	
備考	電話番号 ( )	— 内線 ( )

- 注 1 特定個人情報の開示を受ける際には、①この通知書と②開示請求をした本人である  
ことを証明するために必要な書類を係員に提示してください。
- 2 指定された日時に来られない場合は、あらかじめその旨を電話等により事務担当課  
等まで連絡してください。
- 3 福岡県個人情報保護条例第 22 条第 4 項の規定により、この通知があった日から 9  
0 日を経過すると開示を受けることができなくなりますので、御留意ください（正当  
な理由がある場合を除きます。）。

(A4)

様式第4号を次のように改める。

様式第 4 号 (第 5 条関係)

## 個人情報部分開示決定通知書

福岡県公安委員会発第 号  
年 月 日

様

福岡県公安委員会  
印

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 16 年福岡県条例第 57 号）第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり個人情報の一部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容			
個人情報の開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日	時 分 午前 午後
	場所		
開示しない部分及び理由	福岡県個人情報保護条例第 14 条第 1 項第 号に該当		
	該当号	説 明	
事務担当課等	(所属・係) 電話番号 ( ) ( ) ( ) 内線 ( )		
備考			

- 注 1 個人情報の開示を受ける際には、①この通知書と②開示請求をした本人であることを証明するために必要な書類を係員に提示してください。  
2 指定された日時に来られない場合は、あらかじめその旨を電話等により事務担当課等まで連絡してください。  
3 福岡県個人情報保護条例第 22 条第 4 項の規定により、この通知があった日から 90 日を経過すると開示を受けることができなくなり、御留意ください (正当な理由がある場合を除きます。)

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として (代表者は福岡県公安委員会となります。) この決定の取消しの訴えを提起することもできます。  
なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

(A 4)

様式第4号の次に次の1様式を加える。



様式第 4 号の 2 (第 5 条関係)

## 特定個人情報部分開示決定通知書

福岡県公安委員会発第 号  
年 月 日

様



福岡県公安委員会

年 月 日付けで開示請求のあった特定個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 16 年福岡県条例第 57 号）第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり特定個人情報の一部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る特定個人情報内容			
特定個人情報の開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日	時 分
	場所	午前 午後	
開示しない部分及び理由	福岡県個人情報保護条例第 14 条第 1 項第 号に該当		
	該当号	説 明	
事務担当課等	(所属・係)		
	電話番号 ( ) ( ) ( ) ( )	内線 ( ) ( )	
備考			

- 注 1 特定個人情報の開示を受ける際には、①この通知書と②開示請求をした本人であることを証明するために必要な書類を係員に提示してください。
- 2 指定された日時に来られない場合は、あらかじめその旨を電話等により事務担当課等まで連絡してください。
- 3 福岡県個人情報保護条例第 22 条第 4 項の規定により、この通知があった日から 90 日を経過すると開示を受けることができなくなりますので、御留意ください（正当な理由がある場合を除きます。）。

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後に提起することになります。その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

(A 4)

様式第5号を次のように改める。

様式第 5 号（第 5 条関係）

## 個人情報不開示決定通知書

福岡県公安委員会発第 号  
年 月 日

様

福岡県公安委員会

印

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 16 年福岡県条例第 57 号）第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり個人情報全部を開示しないことを決定したので通知します。

開示請求に係る個人情報の 内容	福岡県個人情報保護条例第 14 条第 1 項第 号に該当
	該当号 説明
開示しない理由	
事務担当課等	(所属・係) 電話番号 ( ) — 内線 ( )
備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後において、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

(A4)

様式第5号の次に次の1様式を加える。

様式第 5 号の 2 (第 5 条関係)

## 特定個人情報不開示決定通知書

福岡県公安委員会発第 号  
年 月 日

様

福岡県公安委員会

印

年 月 日付けで開示請求のあった特定個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 16 年福岡県条例第 57 号）第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり特定個人情報の全部を開示しないことを決定したので通知します。

開示請求に係る特定個人情報 の内容	福岡県個人情報保護条例第 14 条第 1 項第 号に該当
	該当号 説明
開示しない理由	
事務担当課等	(所属・係) 電話番号 ( ) — 内線 ( )
備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後において、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

(A 4)

様式第6号を次のように改める。



様式第 6 号 (第 6 条関係)

## 個人情報開示決定等期間延長通知書

福岡県公安委員会発第 号  
年 月 日

様

福岡県公安委員会

印

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 16 年福岡県条例第 57 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の決定期間	年 月 日 まで
延長の理由	
事務担当課等	(所属・係)
	電話番号 ( ) ( ) ー ー 内線 ( )
備考	

(A4)

様式第6号の次に次の1様式を加える。

様式第 6 号の 2 (第 6 条関係)

### 特定個人情報開示決定等期間延長通知書

福岡県公安委員会発第 号  
年 月 日

様

福岡県公安委員会

印

年 月 日付けで開示請求のあった特定個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る特定個人情報 の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日 まで
延長の理由	
事務担当課等	(所属・係)
	電話番号 ( ) ( ) ー ー 内線 ( ) ( )
備考	

(A 4)

様式第7号を次のように改める。

様式第 7 号（第 7 条関係）

# 個人情報開示決定等期間特例延長通知書

福岡県公安委員会発第 号  
年 月 日

様

福岡県公安委員会  
印

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 1 9 条の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日まで
開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分について開示決定等をする期間	年 月 日 まで
残りの個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
福岡県個人情報保護条例第 1 9 条を適用する理由	
事務担当課等	(所属・係)
備考	電話番号 ( ) ( ) ( ) 内線 ( )

(A 4)

様式第7号の次に次の1様式を加える。



様式第 7 号の 2 (第 7 条関係)

### 特定個人情報開示決定等期間特例延長通知書

福岡県公安委員会発第 号  
年 月 日

様

福岡県公安委員会  
印

年 月 日付けで開示請求のあった特定個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 1 9 条の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る特定個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日まで
開示請求に係る特定個人情報の中の相当の部分について開示決定等をする期間	年 月 日 まで
残りの特定個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
福岡県個人情報保護条例第 1 9 条を適用する理由	
事務担当課等	(所属・係)
備考	電話番号 ( ) ( ) ( ) 内線 ( )

(A 4)

様式第8号を次のように改める。

様式第 8 号（第 8 条関係）

# 個人情報開示請求事案移送通知書

福岡県公安委員会発第 号  
年 月 日

様

福岡県公安委員会  
印

年 月 日付けであった個人情報の開示請求について、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 2 0 条第 1 項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	
移送をした実施機関の事務担当課等	(所属・係) 電話番号 ( ) - 内線 ( )
移送を受けた実施機関及び事務担当課等	実施機関 事務担当課等 電話番号 ( ) - 内線 ( )
移送した日	年 月 日
移送した理由	
備考	

注 本件開示請求に係る開示決定等その他移送日以後の事務については、移送を受けた実施機関が行います。

( A 4 )

様式第8号の次に次の1様式を加える。

様式第 8 号の 2 (第 8 条関係)

**特定個人情報開示請求事案移送通知書**福岡県公安委員会発第 号  
年 月 日

様

福岡県公安委員会

印

年 月 日付けであった特定個人情報の開示請求について、福岡県個人情報保護条例（平成 16 年福岡県条例第 57 号）第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

開示請求に係る特定個人情報 報の内容	
移送をした実施機関の事務 担当課等	(所属・係) 電話番号 ( ) - 内線 ( )
移送を受けた実施機関及び 事務担当課等	実施機関 事務担当課等 電話番号 ( ) - 内線 ( )
移送した日	年 月 日
移送した理由	
備考	

注 本件開示請求に係る開示決定等その他移送日以後の事務については、移送を受けた実施機関が行います。

(A 4)

様式第9号を次のように改める。



様式第 9 号（第 9 条関係）

# 個人情報開示請求に係る意見照会書

福岡県公安委員会発第 号  
年 月 日

様

福岡県公安委員会  
印

福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）に基づき、次のとおり、あなた（貴団体）に関する情報が含まれた個人情報について開示請求がありましたので、当該個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第 2 1 条第 1 項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙「個人情報開示請求に係る意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

開示請求に係る個人情報に含まれているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
開示請求の年月日	年 月 日
意見書の提出先 （事務担当課等）	所在地（〒 名称（所属・係） 電話番号（ ） - 内線（ ）
意見書の提出期限	年 月 日
備考	

(A 4)

別紙

## 個人情報開示請求に係る意見書

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

住 所 (法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地)  
(〒 )

氏 名 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ( ) —

連絡先又は連絡担当者

年 月 日付け、福岡県公安委員会発第 号で照会のあった件について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る個人情報に含まれているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
上記のあなた（貴団体）に関する情報の開示に反対する意思の有無 〔 該当する番号を○で囲んでください。〕	1 有            2 無
あなた（貴団体）に関する情報の開示による支障（不利益）の具体的内容 〔 上記で1を選択した場合に記載してください。〕	

(A 4)

様式第9号の次に次の1様式を加える。

様式第 9 号の 2 (第 9 条関係)

## 特定個人情報開示請求に係る意見照会書

福岡県公安委員会発第 号  
年 月 日

様



福岡県公安委員会

福岡県個人情報保護条例（平成 16 年福岡県条例第 57 号）に基づき、次のとおり、あなた（貴団体）に関する情報が含まれた特定個人情報について開示請求がありましたので、当該特定個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第 21 条第 1 項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該特定個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙「特定個人情報開示請求に係る意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

開示請求に係る特定個人情報に含まれているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
開示請求の年月日	年 月 日
意見書の提出先 （事務担当課等）	所在地（〒 名称（所属・係） 電話番号（ ）ー 内線（ ）
意見書の提出期限	年 月 日
備考	

(A 4)

別 紙

### 特定個人情報開示請求に係る意見書

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

住 所 (法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地)  
(〒 )

氏 名 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ( ) -

連絡先又は連絡担当者

年 月 日付け、福岡県公安委員会発第 号で照会のあった件について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る特定個人情報に含まれているあなた(貴団体)に関する情報の内容	
上記のあなた(貴団体)に関する情報の開示に反対する意思の有無 〔 該当する番号を○で囲んでください。 〕	1 有                    2 無
あなた(貴団体)に関する情報の開示による支障(不利益)の具体的内容 〔 上記で1を選択した場合に記載してください。 〕	

(A4)

様式第10号を次のように改める。

様式第 1 0 号 (第 9 条関係)

## 個人情報開示請求に係る意見照会書

福岡県公安委員会発第 号  
年 月 日

様

福岡県公安委員会

印

福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）に基づき、次のとおり、あなた（貴団体）に関する情報が含まれている個人情報について開示請求があり、開示決定を行いたいと考えられています。

つきましては、同条例第 2 1 条第 2 項に基づき、御意見を伺いますので、当該個人情報を開示することについて御意見がある場合は、別紙「個人情報開示請求に係る意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

開示請求に係る個人情報に含まれているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
開示請求の年月日	年 月 日
福岡県個人情報保護条例第 1 6 条の規定により開示しようとする理由	
意見書の提出先 (事務担当課等)	所在地 ( 干 ) 名称 (所属・係) 電話番号 ( ) ー 内線 ( )
意見書の提出期限	年 月 日
備考	

( A 4 )



別紙

## 個人情報開示請求に係る意見書

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

住所（法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地）  
（〒 ）

氏名（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ） —

連絡先又は連絡担当者

年 月 日付け、福岡県公安委員会発第 号で照会のあった件について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る個人情報に含まれているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
上記のあなた（貴団体）に関する情報の開示に反対する意思の有無 〔 該当する番号を○で 囲んでください。〕	1 有 2 無
あなた（貴団体）に関する情報の開示による支障（不利益）の具体的内容 〔 上記で1を選択した場合に記載してください。〕	

(A4)

様式第10号の次に次の1様式を加える。

様式第 1 0 号の 2 (第 9 条関係)

## 特定個人情報開示請求に係る意見照会書

福岡県公安委員会発第 号  
年 月 日

様

福岡県公安委員会

印

福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）に基づき、次のとおり、あなた（貴団体）に関する情報が含まれている特定個人情報について開示請求があり、開示決定を行いたいと考えています。

つきましては、同条例第 2 1 条第 2 項に基づき、御意見を伺いますので、当該特定個人情報を開示することについて御意見がある場合は、別紙「特定個人情報開示請求に係る意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

開示請求に係る特定個人情報に含まれているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
開示請求の年月日	年 月 日
福岡県個人情報保護条例第 1 6 条の規定により開示しようとする理由	
意見書の提出先 (事務担当課等)	所在地 ( 千 名 称 (所属・係) 電話番号 ( ) ー 内線 ( )
意見書の提出期限	年 月 日
備考	

(A 4)

別 紙

### 特定個人情報開示請求に係る意見書

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

住 所 (法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地)  
(〒 )

氏 名 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ( ) -

連絡先又は連絡担当者

年 月 日付け、福岡県公安委員会発第 号で照会のあった件について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る特定個人情報に含まれているあなた(貴団体)に関する情報の内容	
上記のあなた(貴団体)に関する情報の開示に反対する意思の有無 〔該当する番号を○で囲んでください。〕	1 有            2 無
あなた(貴団体)に関する情報の開示による支障(不利益)の具体的内容 〔上記で1を選択した場合に記載してください。〕	

(A4)

様式第 11 号を次のように改める。

様式第 1 1 号 (第 9 条関係)

# 個人情報開示決定に係る通知書

福岡県公安委員会発第 号  
年 月 日

様

福岡県公安委員会  
印

年 月 日付けであなた (貴団体) から「個人情報開示請求に係る意見書」の提出がありました個人情報については、次のとおり開示することを決定しましたので、福岡県個人情報保護条例 (平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号) 第 2 1 条第 3 項の規定により通知します。

開示決定した個人情報に含まれているあなた (貴団体) に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
事務担当課等	(所属・係)
	電話番号 ( ) ( ) ( ) 内線 ( ) ( )
備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として (代表者は福岡県公安委員会となります。 ) この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

( A 4 )

様式第 11 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 1 1 号の 2 (第 9 条関係)

## 特定個人情報開示決定に係る通知書

福岡県公安委員会発第  
年 月 日  
号

様

福岡県公安委員会

印

年 月 日付けであなた（貴団体）から「特定個人情報開示請求に係る意見書」の提出がありました特定個人情報については、次のとおり開示することを決定しましたので、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 2 1 条第 3 項の規定により通知します。

開示決定した特定個人情報に含まれているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
事務担当課等	(所属・係) 電話番号 ( ) ( ) — 内線 ( )
備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

(A 4)



様式第 12 号を次のように改める。

様式第 1 2 号 (第 1 4 条関係)

(表)

## 個人情報訂正請求書

福岡県公安委員会 殿

年 月 日

郵便番号.....  
 (請求者) 住 所.....  
 フリガナ.....  
 氏 名.....  
 電話番号 (.....)

福岡県個人情報保護条例 (平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号) 第 2 7 条第 1 項の規定により、次のとおり個人情報の訂正請求をします。

訂正請求に係る個人情報の内容	
開示を受けた年月日	年 月 日
訂正請求の趣旨及び理由	
法定代理人が訂正請求をする場合における本人の氏名等	氏名
	住所
	状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 ( 年 月 日生) の親権者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人
備考	

注 1 については、該当するにレ印を付けてください。

2 訂正請求の内容が事実と合致することを証明する資料の提出又は提示をしてください。

3 訂正請求の際は、本人であること (又は法定代理人自身であることを証明するために必要な書類 (運転免許証、旅券、健康保険証、個人番号カード等) の提出又は提示が必要です。

4 法定代理人による請求の場合は、3 の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提出又は提示が必要です。

5 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、個人情報開示決定通知書又は個人情報部分開示決定通知書の提示を求められます。

6 福岡県個人情報保護条例第 2 6 条第 3 項の規定により、訂正請求は、開示を受けた日から 9 0 日を経過するまでできなくなります。

7 本件訂正請求に係る書類について、先の開示請求書記載の書類の送付先に送付を希望される場合は、その旨を備考欄に記載してください。

(A 4)

(裏)

【郵送により訂正請求をする場合】

1 本人であること（又は法定代理人自身であることを証明するために次に掲げる書類を提出することが必要です。（該当する書類に○をしてください。）

(1) 個人の場合（ア又はイのいずれかの書類の提出が必要）

ア 法令の規定により交付された書類の写し

・運転免許証 ・旅券 ・健康保険証 ・個人番号カード

・その他法令の規定により交付された書類（括弧の中に具体的に記入してください。）

（ ）

イ アの書類が提出できない場合の書類（例えば会社、学校等が発行する身分証明書の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。）

（ ）

(2) 法人の場合（ア及びイの両方の書類の提出が必要）

ア 登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類等（括弧の中に具体的に記入してください。）（ ）

イ 開示請求をしようとする者と当該法人との関係を証する書類等（例えば法人が発行する社員証の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。）

（ ）

2 法定代理人による請求の場合は、1 の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提出が必要です。

3 郵送料金及び写しの作成に要する費用は、請求者負担となります。

※ 事務担当課等記入欄

事務担当課等	(所属・係)	
請求者本人確認欄	(1)運転免許証 (2)旅券 (3)健康保険の被保険者証 (4)個人番号カード (5)その他 ( )	
法定代理人資格確認欄	(1)戸籍抄本 (2)その他 ( )	
受理年月日等	受理年月日	受理窓口
	年 月 日	受理番号

様式第 12 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 1 2 号の 2 (第 1 4 条関係)

(表)

## 特定個人情報訂正請求書

福岡県公安委員会 殿

年 月 日

郵便番号 .....

(請求者) 住 所 .....

フリガナ .....

氏 名 .....

電話番号 ( ) .....

福岡県個人情報保護条例 (平成 1 6 年福岡条例第 5 7 号) 第 2 7 条第 1 項の規定により、次のとおり特定個人情報の訂正請求をします。

訂正請求に係る特定個人情報 情報の内容		
開示を受けた年月日		年 月 日
訂正請求の趣旨及び理由		
代理人が	氏名	
訂正請求	住所	
をする場	電話番号	(任意代理人の場合)
合におけ	代理人の種別	<input type="checkbox"/> 法定代理人
る本人の		<input type="checkbox"/> 未成年者 ( 年 月 日生) の親権者
氏名等		<input type="checkbox"/> 成年被後見人
備考		

注 1 については、該当するにレ印を付けてください。

2 訂正請求の内容が事実と合致することを証明する資料の提出又は提示をしてください。

3 訂正請求の際は、本人であること (又は代理人自身であることを証明するために必要な書類 (運転免許証、旅券、健康保険証、個人番号カード等) の提出又は提示が必要です。

4 法定代理人による請求の場合は、3の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提出又は提示が必要です。

5 この様式において「任意代理人」とは、委任による代理人をいいます。

6 任意代理人による請求の場合は、3の書類のほか委任状の提出が必要です。

7 任意代理人による請求の場合は、本人に対する代理権の付与についての確認を電話等により行いますので、本人の電話番号を必ず記載してください。

8 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、特定個人情報開示決定通知書又は特定個人情報開示決定通知書の提示を求めることがあります。

9 福岡県個人情報保護条例第 2 6 条第 3 項の規定により、訂正請求は、開示を受けた日から 9 0 日を経過するとできなくなります。

1 0 本件訂正請求に係る書類について、先の開示請求書記載の書類の送付先に送付を希望される場合は、その旨を備考欄に記載してください。

(A 4)

(裏)

## 【郵送により訂正請求をする場合】

1 本人であること（又は代理人自身であること）を証明するために次に掲げる書類を提出することが必要です。（該当する書類に○をしてください。）

(1) 個人の場合（ア又はイのいずれか）の書類の提出が必要

ア 法令の規定により交付された書類の写し

- ・運転免許証 ・旅券 ・健康保険証 ・個人番号カード
- ・その他法令の規定により交付された書類（括弧の中に具体的に記入してください。）

イ アの書類が提出できない場合の書類（例えば会社、学校等が発行する身分証明書の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。）

( )

(2) 法人の場合（ア及びイの両方の書類の提出が必要）

ア 登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類等（括弧の中に具体的に記入してください。）

( )

イ 開示請求をしようとする者と当該法人との関係を証する書類等（例えば法人が発行する社員証の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。）

( )

2 法定代理人による請求の場合は、1 の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提出が必要です。

3 任意代理人による請求の場合は、1 の書類のほか委任状の提出が必要です。

4 郵送料金及び写しの作成に要する費用は、請求者負担となります。

## ※ 事務担当課等記入欄

事務担当課等	(所属・係)		
請求者本人確認欄	(1)運転免許証 (2)旅券 (3)健康保険の被保険者証 (4)個人番号カード (5)その他 ( )		
法定代理人資格確認欄	(1)戸籍抄本 (2)その他 ( )		
任意代理人資格確認欄	委任状		
受理年月日等	受理年月日	受理窓口	受理番号
	年 月 日		

様式第13号を次のように改める。

様式第 1 3 号 (第 1 6 条関係)

# 個人情報訂正決定通知書

福岡県公安委員会発第 号  
年 月 日

様



福岡県公安委員会

印

年 月 日付けで訂正請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 2 9 条第 1 項の規定により、次のとおり訂正することを決定したので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
事務担当課等	(所属・係) 電話番号 ( ) ( ) ー ー 内線 ( )
備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後に、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

( A 4 )



様式第 13 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 1 3 号の 2 (第 1 6 条関係)

## 特定個人情報訂正決定通知書

福岡県公安委員会発第  
号  
年 月 日

様

福岡県公安委員会

印

年 月 日付けで訂正請求のあった特定個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 2 9 条第 1 項の規定により、次のとおり訂正することを決定したので通知します。

訂正請求に係る特定個人情報 報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
事務担当課等	(所属・係) 電話番号 ( ) ( ) ー ー 内線 ( )
備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後に、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

(A 4)

様式第14号を次のように改める。

様式第 1 4 号 (第 1 6 条関係)

## 個人情報不訂正決定通知書

福岡県公安委員会発第 号  
年 月 日

様



福岡県公安委員会

印

年 月 日付けで訂正請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 2 9 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正をしないことを決定したので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容	
訂正をしない理由	
事務担当課等	(所属・係) 電話番号 ( ) ( ) - 内線 ( ) ( )
備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができません。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできません。

なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後において、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

(A 4)

様式第 14 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 1 4 号の 2 (第 1 6 条関係)

## 特定個人情報不訂正決定通知書

福岡県公安委員会発第 号  
年 月 日

様



福岡県公安委員会

年 月 日付けで訂正請求のあった特定個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 2 9 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正をしないことを決定したので通知します。

訂正請求に係る特定個人情報 の内容	
訂正をしない理由	
事務担当課等	(所属・係) 電話番号 (     )     —     内線 (     )
備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

( A 4 )

様式第 15 号を次のように改める。

様式第 1 5 号 (第 1 7 条関係)

## 個人情報訂正決定等期間延長通知書

福岡県公安委員会発第 号  
年 月 日

様

福岡県公安委員会

印

年 月 日 付けで訂正請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 3 0 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の決定期間	年 月 日 まで
延長の理由	
事務担当課等	(所属・係)
	電話番号 ( ) ( ) ー ー 内線 ( )
備考	

(A 4)



様式第 15 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 1 5 号の 2 (第 1 7 条関係)

## 特定個人情報訂正決定等期間延長通知書

福岡県公安委員会発第

号

年 月 日

様

福岡県公安委員会

印

年 月 日付けで訂正請求のあった特定個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 3 0 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る特定個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の決定期間	年 月 日 まで
延長の理由	
事務担当課等	(所属・係)
備考	電話番号 ( ) ( ) ー ー 内線 ( )

(A 4)

様式第16号を次のように改める。

様式第 1 6 号 (第 1 8 条関係)

## 個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

福岡県公安委員会発第  
年 月 日 号

様

福岡県公安委員会

印

年 月 日付けで訂正請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 3 1 条の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
訂正決定等をする期限	年 月 日
福岡県個人情報保護条例第 3 1 条を適用する理由	
事務担当課等	(所属・係)
備考	電話番号 ( ) ( ) — 内線 ( )

(A 4)

様式第 16 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 1 6 号の 2 (第 1 8 条関係)

### 特定個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

福岡県公安委員会発第 号  
年 月 日

様

福岡県公安委員会 印

年 月 日付けで訂正請求のあった特定個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 3 1 条の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る特定個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
訂正決定等をする期限	年 月 日
福岡県個人情報保護条例第 3 1 条を適用する理由	
事務担当課等	(所属・係)
	電話番号 ( ) ( ) ( ) — ( ) 内線 ( )
備考	

(A 4)

様式第17号を次のように改める。

様式第 1 7 号 (第 1 9 条関係)

## 個人情報訂正請求事案移送通知書

福岡県公安委員会発第  
年 月 日 号

様

福岡県公安委員会

印

年 月 日付けであった個人情報の訂正請求について、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 3 2 条第 1 項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容	
移送をした実施機関の事務担当課等	(所属・係) 電話番号 ( ) - 内線 ( )
移送を受けた実施機関及び事務担当課等	実施機関 事務担当課等 電話番号 ( ) - 内線 ( )
移送した日	年 月 日
移送した理由	
備考	

注 本件訂正請求に係る訂正決定等その他移送日以後の事務については、移送を受けた実施機関が行いません。

(A 4)



様式第 17 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 1 7 号の 2 (第 1 9 条関係)

## 特定個人情報訂正請求事案移送通知書

福岡県公安委員会発第 号  
年 月 日

様

福岡県公安委員会  
印

年 月 日付けであった特定個人情報訂正請求について、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 3 2 条第 1 項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

訂正請求に係る特定個人情報 報の内容	
移送をした実施機関の事務 担当課等	(所属・係) 電話番号 ( ) — 内線 ( )
移送を受けた実施機関及び 事務担当課等	実施機関 事務担当課等 電話番号 ( ) — 内線 ( )
移送した日	年 月 日
移送した理由	
備考	

注 本件訂正請求に係る訂正決定等その他移送日以後の事務については、移送を受けた実施機関が行います。

(A 4)

様式第18号を次のように改める。

様式第 1 8 号 (第 2 0 条関係)

# 個人情報訂正実施通知書

福岡県公安委員会発第 号  
年 月 日

様

福岡県公安委員会

印

提供した個人情報の訂正をしたので、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 3 3 条の規定により、次のとおり通知します。

提供した個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
事務担当課等	(所属・係)
	電話番号 ( ) ( ) — 内線 ( )
備考	

(A 4)

様式第 18 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 1 8 号の 2 (第 2 0 条関係)

### 特定個人情報訂正実施通知書

福岡県公安委員会発第 号  
年 月 日

様

福岡県公安委員会  
印

提供した特定個人情報の訂正をしたので、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 3 3 条の規定により、次のとおり通知します。

提供した特定個人情報の内 容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
事務担当課等	(所属・係)
	電話番号 ( ) ( ) ー ー 内線 ( )
備考	

(A 4)

様式第19号の次に次の1様式を加える。

様式第 1 9 号 (第 2 1 条関係)

(表)

## 個人情報利用停止請求書

福岡県公安委員会 殿

年 月 日

郵便番号.....  
 (請求者) 住 所.....  
 フリガナ.....  
 氏 名.....  
 電話番号 (.....)

福岡県個人情報保護条例 (平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号。以下「条例」という。)  
 第 3 5 条第 1 項の規定により、次のとおり個人情報情報の利用停止請求をします。

利用停止請求に係る個人情報 の内容			
開示を受けた年月日	年 月 日		
利用停止請求の趣旨 及び理由	<input type="checkbox"/> 条例第 3 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定に違反して収集された	<input type="checkbox"/> 条例第 5 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反して利用されている	<input type="checkbox"/> 条例第 5 条第 1 項、第 2 項又は第 4 項の規定に違反して提供されている
	求める措置	<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去	<input type="checkbox"/> 提供の停止
法定代理人が利用停止請求をする場合における本人の氏名等	理由		
	氏名		
	住所		
備考	状況	<input type="checkbox"/> 未成年者 ( 年 月 日生) の親権者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人	

- 注 1 については、該当するにレ印を付けてください。  
 2 利用停止請求の際は、本人であること (又は法定代理人自身であること) を証明するために必要な書類 (運転免許証、旅券、健康保険証、個人番号カード等) の提出又は提示が必要です。  
 3 法定代理人による請求の場合は、2 の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提出又は提示が必要です。  
 4 開示の決定を受けたこととの確認に必要な場合は、個人情報開示決定通知書又は個人情報部分開示決定通知書の提示を求められます。  
 5 条例第 3 4 条第 3 項の規定により、利用停止請求は、開示を受けた日から 9 0 日を経過するとできなくなります。  
 6 本件利用停止請求に係る書類について、先の開示請求書記載の書類の送付先に送付を希望される場合は、その旨を備考欄に記載してください。

(A 4)



(裏)

## 【郵送により利用停止請求をする場合】

1 本人であること（又は法定代理人自身であることを証明するために次に掲げる書類を提出することが必要です。（該当する書類に○をしてください。）

(1) 個人の場合（ア又はイのいずれかの書類の提出が必要）

ア 法令の規定により交付された書類の写し

- ・運転免許証 ・旅券 ・健康保険証 ・個人番号カード
- ・その他法令の規定により交付された書類（括弧の中に具体的に記入してください。）

イ アの書類が提出できない場合の書類（例えば会社、学校等が発行する身分証明書  
の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。）

( )

(2) 法人の場合（ア及びイの両方の書類の提出が必要）

ア 登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類等（括弧の中に具体的に記入してください。） ( )

イ 開示請求をしようとする者と当該法人との関係を証する書類等（例えば法人が発行する社員証の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。） ( )

2 法定代理人による請求の場合は、1 の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提出が必要です。

3 郵送料金及び写しの作成に要する費用は、請求者負担となります。

## ※ 事務担当課等記入欄

事務担当課等	(所属・係)		
請求者本人確認欄	(1)運転免許証 (2)旅券 (3)健康保険の被保険者証 (4)個人番号カード (5)その他 ( )		
法定代理人資格確認欄	(1)戸籍抄本 (2)その他 ( )		
受理年月日等	受理年月日	受理窓口	受理番号
	年 月 日		

様式第19号の次に次の1様式を加える。

様式第 1 9 号の 2 (第 2 1 条関係)

(表)

## 特定個人情報利用停止請求書

福岡県公安委員会 殿

年 月 日

郵便番号

(請求者) 住所

フリガナ

氏名

電話番号 ( )

福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号。以下「条例」という。）  
第 3 5 条第 1 項の規定により、次のとおり特定個人情報利用停止請求をします。

利用停止請求に係る特定個人情報内容	年 月 日
開示を受けた年月日	<input type="checkbox"/> 条例第 3 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定に違反して収集された。 <input type="checkbox"/> 条例第 5 条の 2 の規定に違反して利用されている。 <input type="checkbox"/> 番号利用法第 2 0 条の規定に違反して収集され、又は保管されている。 <input type="checkbox"/> 番号利用法第 2 8 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されている。
利用停止請求の趣旨及び理由	<input type="checkbox"/> 提供の停止 <input type="checkbox"/> 削除
求める措置	
理由	
代理人が利用停止請求をする場合における本人の氏名等	氏名 住所 電話番号 (任意代理人の場合) <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 未成年者 ( 年 月 日生) の親権者 ] <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
備考	

- 注 1 については、該当するにレ印を付けてください。
- 2 利用停止請求の際は、本人であること（又は代理人自身であることを証明するために必要な書類（運転免許証、旅券、健康保険証、個人番号カード等）の提出又は提示が必要です。
- 3 法定代理人による請求の場合は、2 の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提出又は提示が必要です。
- 4 この様式において「番号利用法」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）を、「任意代理人」とは委任による代理人をいいます。
- 5 任意代理人による請求の場合は、2 の書類のほか委任状の提出が必要です。
- 6 任意代理人による請求の場合は、本人に対する代理権の付与についての確認を電話等により行いますので、本人の電話番号を必ず記載してください。
- 7 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、特定個人情報開示決定通知書又は特定個人情報開示決定通知書の提示を求められます。
- 8 条例第 3 4 条第 3 項の規定により、利用停止請求は、開示を受けた日から 9 0 日を経過するとできなくなります。
- 9 本件利用停止請求に係る書類について、先の開示請求書記載の書類の送付先に送付を希望される場合は、その旨を備考欄に記載してください。

(A 4)

(裏)

## 【郵送により利用停止請求をする場合】

1 本人であること（又は代理人自身であること）を証明するために次に掲げる書類を提出することが必要です。（該当する書類に○をしてください。）

(1) 個人の場合（ア又はイのいずれかの書類の提出が必要）

ア 法令の規定により交付された書類の写し

- ・運転免許証 ・旅券 ・健康保険証 ・個人番号カード
- ・その他法令の規定により交付された書類（括弧の中に具体的に記入してください。）

イ アの書類が提出できない場合の書類（例えば会社、学校等が発行する身分証明書の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。）

( )

(2) 法人の場合（ア及びイの両方の書類の提出が必要）

ア 登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類等（括弧の中に具体的に記入してください。） ( )

イ 開示請求をしようとする者と当該法人との関係を証する書類等（例えば法人が発行する社員証の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。）

( )

2 法定代理人による請求の場合は、1 の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提出が必要です。

3 任意代理人による請求の場合は、1 の書類のほか委任状の提出が必要です。

4 郵送料金及び写しの作成に要する費用は、請求者の負担となります。

## ※ 事務担当課等記入欄

事務担当課等	(所属・係)	
請求者本人確認欄	(1)運転免許証 (2)旅券 (3)健康保険の被保険者証 (4)個人番号カード (5)その他 ( )	
法定代理人資格確認欄	(1)戸籍抄本 (2)その他 ( )	
任意代理人資格確認欄	委任状	
受理年月日等	受理年月日	受理窓口
	年 月 日	受理番号

様式第 20 号を次のように改める。

様式第 2 0 号 (第 2 3 条関係)

# 個人情報利用停止決定通知書

福岡県公安委員会発第 号  
年 月 日

様

福岡県公安委員会

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 3 7 条第 1 項の規定により、次のとおり利用停止することを決定したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
事務担当課等	(所属・係)
	電話番号 ( ) ( ) ー 内線 ( )
備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後において、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

(A 4)

様式第 20 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 2 0 号の 2 (第 2 3 条関係)

### 特定個人情報利用停止決定通知書

福岡県公安委員会発第 号  
年 月 日

様

福岡県公安委員会  
印

年 月 日付けで利用停止請求のあった特定個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 3 7 条第 1 項の規定により、次のとおり利用停止することを決定したので通知します。

利用停止請求に係る特定個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
事務担当課等	(所属・係)
	電話番号 ( ) ( ) ー 内線 ( )
備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後に、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

( A 4 )



様式第21号を次のように改める。

様式第 2 1 号 (第 2 3 条関係)

# 個人情報利用不停止決定通知書

福岡県公安委員会発第 号  
年 月 日

様

福岡県公安委員会  
印

年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 3 7 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止をしないことを決定したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報 の内容	
利用停止をしない理由	
事務担当課等	(所属・係)
	電話番号 ( ) ( ) ー ー 内線 ( )
備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内  
に、福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知  
った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります  
。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後において、その異議申立てに対する決定が  
あったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

( A 4 )

様式第21号の次に次の1様式を加える。

様式第 2 1 号の 2 (第 2 3 条関係)

## 特定個人情報利用不停止決定通知書

福岡県公安委員会発第 号  
年 月 日

様

福岡県公安委員会

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった特定個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 3 7 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止をしないことを決定したので通知します。

利用停止請求に係る特定個人情報 の内容	
利用停止をしない理由	
事務担当課等	(所属・係)
	電話番号 ( ) ( ) ( ) 内線 ( )
備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

(A 4)

様式第22号を次のように改める。

様式第 2 2 号 (第 2 4 条関係)

# 個人情報利用停止決定等期間延長通知書

福岡県公安委員会発第 号  
年 月 日

様



福岡県公安委員会

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 3 8 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報 の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の決定期間	年 月 日 まで
延長の理由	
事務担当課等	(所属・係)
	電話番号 ( ) ( ) - 内線 ( )
備考	

(A 4)

様式第22号の次に次の1様式を加える。

様式第 2 2 号の 2 (第 2 4 条関係)

## 特定個人情報利用停止決定等期間延長通知書

福岡県公安委員会発第 号  
年 月 日

様

福岡県公安委員会

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった特定個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 3 8 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る特定個人情報 の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の決定期間	年 月 日 まで
延長の理由	
事務担当課等	(所属・係)
	電話番号 ( ) ( ) — 内線 ( )
備考	

(A 4)



様式第23号を次のように改める。

様式第 2 3 号 (第 2 5 条関係)

# 個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

福岡県公安委員会発第 号  
年 月 日

様

福岡県公安委員会  
印

年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 3 9 条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したもので通知します。

利用停止請求に係る個人情報 の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
利用停止決定等をする期限	年 月 日
福岡県個人情報保護条例第 3 9 条を適用する理由	
事務担当課等	(所属・係)
	電話番号 ( ) ( ) ( ) ー ( ) ( ) 内線 ( ) ( )
備考	

(A 4)

様式第23号の次に次の1様式を加える。

様式第 2 3 号の 2 (第 2 5 条関係)

## 特定個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

福岡県公安委員会発第 号  
年 月 日

様

福岡県公安委員会

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった特定個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 3 9 条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る特定個人情報 の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
利用停止決定等をする期限	年 月 日
福岡県個人情報保護条例第 3 9 条を適用する理由	
事務担当課等	(所属・係)
備考	電話番号 ( ) ( ) - 内線 ( )

(A 4)

様式第 24 号を次のように改める。

様式第 2 4 号 (第 2 6 条関係)

## 個人情報に係る審議会諮問通知書

福岡県公安委員会発第 号  
年 月 日

様

福岡県公安委員会

印

福岡県個人情報保護条例 (平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号) 第 条の規定に基づ  
く 決定等に対する次の不服申立てについては、同条例第 4 0 条の規定により福  
岡県個人情報保護審議会に諮問しましたので、同条例第 4 1 条の規定により通知します。

不服申立てに係る個人情報 の内容	
不服申立てに係る 決定等の内容	
不服申立ての内容	(1)不服申立年月日  (2)不服申立ての趣旨
諮問をした日	年 月 日
事務担当課等	(所属・係)
	電話番号 ( ) ( ) ー 内線 ( )
備考	

(A 4)

様式第 24 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 2 5 号 (第 2 6 条関係)

## 特定個人情報に係る審議会諮問通知書

福岡県公安委員会発第 号  
年 月 日

様

福岡県公安委員会

印

福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 条の規定に基づ  
く 決定等に対する次の不服申立てについては、同条例第 4 0 条の規定により福  
岡県個人情報保護審議会に諮問しましたので、同条例第 4 1 条の規定により通知します。

不服申立てに係る特定個人 情報の内容	
不服申立てに係る 決定等の内容	(1)不服申立年月日
不服申立ての内容	(2)不服申立ての趣旨
諮問をした日	年 月 日
事務担当課等	(所属・係)
備考	電話番号 ( ) ( ) ー ー 内線 ( )

(A 4)



## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第4条第1項第1号の規定の適用については、平成28年1月1日前に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号。以下「番号利用法整備法」という。）第19条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第3項の規定により交付された同条第1項に規定する住民基本台帳カードは、番号利用法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた番号利用法整備法第19条の規定による改正前の住民基本台帳法第30条の44第9項の規定によりその効力を失う時までの間は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードとみなす。

**福岡県公安委員会告示第361号**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、福岡県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則（平成27年福岡県公安委員会規則第12号）を制定したので、同条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

平成27年12月25日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、福岡県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年福岡県条例第41号）の制定により、特定個人情報の適正な取扱いの確保及び開示等の実施のための規定が整備されたこと等に伴い、所要の規定の整備を行うため、福岡県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則（平成18年福岡県公安委員会規則第6号）の一部を改正するものであるが、その内容は、平成27年10月16日から同年11月16日までの間、福岡県総務部県民情報広報課が意見公募手続を実施して定める規則と実質的に同一の内容であり、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 規則の制定の日

平成28年1月1日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ(<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>)に掲載するほか、福岡県警察本部総務部総務課に備え置く。

**福岡県警察本部告示第79号**

福岡県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年12月25日

福岡県警察本部長 吉 田 尚 正

福岡県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行

規程の一部を改正する告示

福岡県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程（平成18年3月福岡県警察本部告示第15号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 条例第10条第2項第7号の規則で定める事項は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第26条第1項に規定する特定個人情報保護評価の種類とする。

第3条の見出しを「（開示請求書）」に改め、同条中「様式第2号）」の次に「（特定個人情報にあっては、特定個人情報開示請求書（様式第2号の2））」を加える。

第4条第1項中「（条例第22条第5項、第27条第3項及び第35条第2項において準用する場合を含む。）の」を「に規定する」に改め、同項第1号中「運転免許証」を「開示請求書に記載されている開示請求をしようとする者の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている運転免許証」に改め、「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード（住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号）別記様式第2の様式によるものに限る。）」を「番号利用法第2条第7項に規定する個人番号カード」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 条例第13条第2項に規定する個人情報の本人の法定代理人（特定個人情報にあっては、本人の法定代理人又は本人の委任による代理人。次項において同じ。）であることを証明するために必要な書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 本人の法定代理人 次に掲げる書類

ア 戸籍抄本その他その資格を証明する書類

イ 本人の法定代理人自身であることを証明するために必要な書類

(2) 本人の委任による代理人 次に掲げる書類

ア 委任状

イ 本人の委任による代理人自身であることを証明するために必要な書類

第4条に次の1項を加える。

3 前項第1号イ及び第2号イの書類については、第1項の規定を準用する。ただし、本人の法定代理人が法人であるときは、登記事項証明書その他の官公署から発行され

、又は発給された

書類及び開示請求をしようとする者と当該法人との関係を証する書類その他これらに類する書類であつて警察本部長が適当と認めるものとする。

第5条の見出しを「（開示決定通知書等）」に改め、同条第1項第1号中「様式第3号）」の次に「（特定個人情報にあつては、特定個人情報開示決定通知書（様式第3号の2））」を加え、同項第2号中「様式第4号）」の次に「（特定個人情報にあつては、特定個人情報部分開示決定通知書（様式第4号の2））」を加え、同条第2項中「様式第5号）」の次に「（特定個人情報にあつては、特定個人情報不開示決定通知書（様式第5号の2））」を加える。

第6条中「開示決定等期間延長通知書（様式第6号）」を「個人情報開示決定等期間延長通知書（様式第6号）（特定個人情報にあつては、特定個人情報開示決定等期間延長通知書（様式第6号の2））」に改める。

第7条中「開示決定等期間特例延長通知書（様式第7号）」を「個人情報開示決定等期間特例延長通知書（様式第7号）（特定個人情報にあつては、特定個人情報開示決定等期間特例延長通知書（様式第7号の2））」に改める。

第8条中「開示請求事案移送通知書（様式第8号）」を「個人情報開示請求事案移送通知書（様式第8号）（特定個人情報にあつては、特定個人情報開示請求事案移送通知書（様式第8号の2））」に改める。

第9条第3項中「意見照会書（様式第9号）」を「個人情報開示請求に係る意見照会書（様式第9号）（特定個人情報にあつては、特定個人情報開示請求に係る意見照会書（様式第9号の2））」に改め、同条第4項中「意見照会書（様式第10号）」を「個人情報開示請求に係る意見照会書（様式第10号）（特定個人情報にあつては、特定個人情報開示請求に係る意見照会書（様式第10号の2））」に改め、同条第5項中「開示決定に係る通知書（様式第11号）」を「個人情報開示決定に係る通知書（様式第11号）（特定個人情報にあつては、特定個人情報開示決定に係る通知書（様式第11号の2））」に改める。

第10条各号を次のように改める。

(1) 録音テープ又は録音ディスク 次のいずれかに掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（録音時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次のいずれかに掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（録画時間が120分でVHS方式のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

(3) 前2号に該当するものを除くその他の電磁的記録 次のいずれかに掲げる方式であつて、警察本部長がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧又は交付

イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴（当該閲覧又は視聴を容易に行うことができるときに限る。）

ウ 当該電磁的記録をCD-Rその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付（当該複写したものの交付を容易に行うことができるときに限る。）

第11条に次の1項を加える。

4 第4条の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

第14条の見出しを「（訂正請求書）」に改め、同条中「様式第12号）」の次に「（特定個人情報にあつては、特定個人情報訂正請求書（様式第12号の2））」を加える。

第15条の見出し中「確認」を「確認等」に改め、同条中「個人情報部分開示決定通知書」の次に「（特定個人情報にあつては、特定個人情報開示決定通知書又は特定個人情報部分開示決定通知書）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 第4条の規定は、訂正請求をしようとする者について準用する。

第16条の見出しを「（訂正決定通知書等）」に改め、同条第1項中「様式第13号）」の次に「（特定個人情報にあつては、特定個人情報訂正決定通知書（様式第13号の2））」を加え、同条第2項中「様式第14号）」の次に「（特定個人情報にあつては、特定個人情報不訂正決定通知書（様式第14号の2））」を加える。

第17条中「訂正決定等期間延長通知書（様式第15号）」を「個人情報訂正決定等期間

延長通知書（様式第15号）（特定個人情報にあっては、特定個人情報訂正決定等期間延長通知書（様式第15号の2））」に改める。

第18条中「訂正決定等期間特例延長通知書（様式第16号）」を「個人情報訂正決定等期間特例延長通知書（様式第16号）（特定個人情報にあっては、特定個人情報訂正決定等期間特例延長通知書（様式第16号の2））」に改める。

第19条中「訂正請求事案移送通知書（様式第17号）」を「個人情報訂正請求事案移送通知書（様式第17号）（特定個人情報にあっては、特定個人情報訂正請求事案移送通知書（様式第17号の2））」に改める。

第20条の見出しを「（訂正実施通知書）」に改め、同条中「様式第18号）」の次に「（特定個人情報にあっては、特定個人情報訂正実施通知書（様式第18号の2））」を加える。

第21条の見出しを「（利用停止請求書）」に改め、同条中「様式第19号）」の次に「（特定個人情報にあっては、特定個人情報利用停止請求書（様式第19号の2））」を加える。

第22条中「第15条」を「第4条及び第15条第1項」に改める。

第23条の見出しを「（利用停止決定通知書等）」に改め、同条第1項中「様式第20号）」の次に「（特定個人情報にあっては、特定個人情報利用停止決定通知書（様式第20号の2））」を加え、同条第2項中「様式第21号）」の次に「（特定個人情報にあっては、特定個人情報利用不停止決定通知書（様式第21号の2））」を加える。

第24条中「利用停止決定等期間延長通知書（様式第22号）」を「個人情報利用停止決定等期間延長通知書（様式第22号）（特定個人情報にあっては、特定個人情報利用停止決定等期間延長通知書（様式第22号の2））」に改める。

第25条中「利用停止決定等期間特例延長通知書（様式第23号）」を「個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書（様式第23号）（特定個人情報にあっては、特定個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書（様式第24号））」に改める。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

個人情報取扱事務登録簿

所管所属		主管所属											
番号	個人情報取扱事務の名称	個人情報の項目							処理形態	個人情報の主な収集先	個人情報の目的外利用・提供の有無	特定個人情報ファイルの保有の有無	事務開始年月日
	個人情報取扱事務の目的	基本的事項	心身の状況	思想・信条等	家庭生活	社会生活	資産・収入	その他の事項				特定個人情報保護評価の種類	備考
	個人情報の対象者の類型	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍等	<input type="checkbox"/> 健康・病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体状況	<input type="checkbox"/> 思想・信条及び宗教 <input type="checkbox"/> 人種及び民族 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分 ※収集する理由 (根拠法令等)	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 居住状況	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 地位	<input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況	<input type="checkbox"/> 趣味	<input type="checkbox"/> 手作業処理 <input type="checkbox"/> 電子計算機処理 ※電子計算機等の結合による提供 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 (条例第3条第4項第号該当) <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> 実施機関内での利用	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (条例第5条第2項第号該当) <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> 実施機関内での利用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 全項目評価 <input type="checkbox"/> 重点項目評価 <input type="checkbox"/> 基礎項目評価	年月日 備考
		<input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍等	<input type="checkbox"/> 健康・病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体状況	<input type="checkbox"/> 思想・信条及び宗教 <input type="checkbox"/> 人種及び民族 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分 ※収集する理由 (根拠法令等)	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 居住状況	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 地位	<input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況	<input type="checkbox"/> 趣味	<input type="checkbox"/> 手作業処理 <input type="checkbox"/> 電子計算機処理 ※電子計算機等の結合による提供 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 (条例第3条第4項第号該当) <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> 実施機関内での利用	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (条例第5条第2項第号該当) <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> 実施機関内での利用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 全項目評価 <input type="checkbox"/> 重点項目評価 <input type="checkbox"/> 基礎項目評価	年月日 備考
		<input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍等	<input type="checkbox"/> 健康・病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体状況	<input type="checkbox"/> 思想・信条及び宗教 <input type="checkbox"/> 人種及び民族 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分 ※収集する理由 (根拠法令等)	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 居住状況	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 地位	<input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況	<input type="checkbox"/> 趣味	<input type="checkbox"/> 手作業処理 <input type="checkbox"/> 電子計算機処理 ※電子計算機等の結合による提供 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 (条例第3条第4項第号該当) <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> 実施機関内での利用	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (条例第5条第2項第号該当) <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> 実施機関内での利用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 全項目評価 <input type="checkbox"/> 重点項目評価 <input type="checkbox"/> 基礎項目評価	年月日 備考
		<input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍等	<input type="checkbox"/> 健康・病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体状況	<input type="checkbox"/> 思想・信条及び宗教 <input type="checkbox"/> 人種及び民族 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分 ※収集する理由 (根拠法令等)	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 居住状況	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 地位	<input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況	<input type="checkbox"/> 趣味	<input type="checkbox"/> 手作業処理 <input type="checkbox"/> 電子計算機処理 ※電子計算機等の結合による提供 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 (条例第3条第4項第号該当) <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> 実施機関内での利用	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (条例第5条第2項第号該当) <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> 実施機関内での利用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 全項目評価 <input type="checkbox"/> 重点項目評価 <input type="checkbox"/> 基礎項目評価	年月日 備考

様式第 2 号 (第 3 条関係)

(表)

# 個人情報開示請求書

福岡県警察本部長 殿

年 月 日

郵便番号.....

(請求者) 住 所.....

フリガナ.....

氏 名.....

電話番号 (.....) —.....

福岡県個人情報保護条例 (平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号) 第 1 3 条第 1 項の規定により、次のとおり個人情報の開示を請求します。

<p>請求する個人情報の内容</p> <p>（請求する個人情報の内容が特定できるよう、開示請求に係る個人情報の記録されている公文書の名称、内容等をできるだけ具体的に記載してください。）</p>	
<p>求める開示の方法</p> <p>法定代理人が請求する場合における本人の氏名等</p>	<p><input type="checkbox"/> 閲覧    <input type="checkbox"/> 視聴取    <input type="checkbox"/> 写しの交付 ( <input type="checkbox"/> 郵送希望 )</p> <p>氏名</p> <p>住所</p> <p>状況</p> <p><input type="checkbox"/> 未成年者 (    年    月    日生 ) の親権者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人</p>

- 注 1  については、該当する  にレ印を付けてください。
- 2 請求の際は、本人であること (又は法定代理人自身であること) を証明するために必要な書類 (運転免許証、旅券、健康保険証、個人番号カード等) の提出又は提示が必要です。
- 3 法定代理人による請求の場合は、2 の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提出又は提示が必要です。

( A 4 )



(裏)

書類の送付先 (請求者欄の住所と異なる場合のみ記入)

郵便番号.....
送付先.....
電話番号 (.....) —
書類の送付先が、請求者欄の住所と異なる場合は、その理由を記入し、当該理由を証明する書類 (例えば入院先の病院長の証明等) の提出又は提示をしてください。
(理由)

## 【郵送により開示請求をする場合】

1 本人であること (又は法定代理人自身であることを証明するために次に掲げる書類を提出することが必要です。 (該当する書類に○をしてください。)

(1) 個人の場合 (ア又はイのいずれかの書類の提出が必要)

ア 法令の規定により交付された書類の写し

・ 運転免許証 ・ 旅券 ・ 健康保険証 ・ 個人番号カード

・ その他法令の規定により交付された書類 (括弧の中に具体的に記入してください。)

( )

イ アの書類が提出できない場合の書類 (例えば会社、学校等が発行する身分証明書の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。)

( )

(2) 法人の場合 (ア及びイの両方の書類の提出が必要)

ア 登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類等 (括弧の中に具体的に記入してください。)

( )

イ 開示請求をしようとする者と当該法人との関係を証する書類等 (例えば法人が発行する社員証の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。)

( )

2 法定代理人による請求の場合は、1の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提出が必要です。

3 郵送料金及び写しの作成に要する費用は、請求者負担となります。

## ※ 事務担当課等記入欄

事務担当課等	(所属・係)	
請求者本人確認欄	(1)運転免許証 (2)旅券 (3)健康保険の被保険者証 (4)個人番号カード (5)その他 ( )	
法定代理人資格確認欄	(1)戸籍抄本 (2)その他 ( )	
受理年月日等	受理年月日	受理窓口
	年 月 日	受理番号

様式第2号の次に次の1様式を加える。



様式第 2 号の 2 (第 3 条関係)

(表)

## 特定個人情報開示請求書

福岡県警察本部長 殿

年 月 日

郵便番号

(請求者) 住 所

フリガナ

氏 名

電話番号 ( )

福岡県個人情報保護条例 (平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号) 第 1 3 条第 1 項の規定により、次のとおり特定個人情報の開示を請求します。

請求する特定個人情報の内容 (請求する特定個人情報の内容が特定できるよう、開示請求に係る特定個人情報の記録されている公文書の名称、内容等のできるだけ具体的に記載してください。)		
求める開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧	<input type="checkbox"/> 視聴取
代理人が請求する場合における本人の氏名等	<input type="checkbox"/> 写しの交付 ( <input type="checkbox"/> 郵送希望 )	
氏名		
住所		
電話番号	(任意代理人の場合)	
代理人の種別	<input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 未成年者 ( 年 月 日生) の親権者 ) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人	

- 注 1 については、該当するにレ印を付けてください。  
 2 請求の際は、本人であること (又は代理人自身であること) を証明するために必要な書類 (運転免許証、旅券、健康保険証、個人番号カード等) の提出又は提示が必要です。  
 3 法定代理人による請求の場合は、2の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提出又は提示が必要です。  
 4 この様式において「任意代理人」とは、本人の委任による代理人をいいます。  
 5 任意代理人による請求の場合は、2の書類のほか委任状の提出が必要です。  
 6 任意代理人による請求の場合は、本人に対する代理権の付与についての確認を電話等により行いますので、本人の電話番号を必ず記載してください。

(A 4)

(裏)

書類の送付先 (請求者欄の住所と異なる場合のみ記入)

郵便番号.....
送付先.....
電話番号 ( ..... )
書類の送付先が、請求者欄の住所と異なる場合は、その理由を記入し、当該理由を証明する書類 (例えば入院先の病院長の証明等) の提出又は提示をしてください。
(理由)

## 【郵送により開示請求をする場合】

- 本人であること (又は代理人自身であること) を証明するために次に掲げる書類を提出することが必要です。(該当する書類に○をしてください。)
  - 個人の場合 (ア又はイのいずれかの書類の提出が必要)
    - 法令の規定により交付された書類の写し
      - ・運転免許証 ・旅券 ・健康保険証 ・個人番号カード
      - ・その他法令の規定により交付された書類 (括弧の中に具体的に記入してください。)
    - アの書類が提出できない場合の書類 (例えば会社、学校等が発行する身分証明書) の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。)
  - 法人の場合 (ア及びイの両方の書類の提出が必要)
    - 登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類等 (括弧の中に具体的に記入してください。)
    - 開示請求をしようとする者と当該法人との関係を証する書類等 (例えば法人が発行する社員証の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。)
- 法定代理人による請求の場合は、1 の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提出が必要です。
- 任意代理人による請求の場合は、1 の書類のほか委任状の提出が必要です。
- 郵送料金及び写しの作成に要する費用は、請求者負担となります。

## ※ 事務担当課等記入欄

事務担当課等	(所属・係)		
請求者本人確認欄	(1)運転免許証 (2)旅券 (3)健康保険の被保険者証 (4)個人番号カード (5)その他 ( )		
法定代理人資格確認欄	(1)戸籍抄本 (2)その他 ( )		
任意代理人資格確認欄	委任状		
受理年月日等	受理年月日	受理窓口	受理番号
	年 月 日		

様式第3号を次のように改める。

様式第 3 号 (第 5 条関係)

# 個人情報開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡県警察本部長

印

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 1 7 条第 1 項の規定により、次のとおり個人情報の全部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容		
個人情報の開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日 時 分 午前 午後
	場所	
事務担当課等	(所属・係)	
	電話番号 ( ) -	内線 ( )
備考		

- 注 1 個人情報の開示を受ける際には、①この通知書と②開示請求をした本人であることを証明するために必要な書類を係員に提示してください。
- 2 指定された日時に来られない場合は、あらかじめその旨を電話等により事務担当課等まで連絡してください。
- 3 福岡県個人情報保護条例第 2 2 条第 4 項の規定により、この通知があった日から 9 0 日を経過すると開示を受けることができなくなりますので、御留意ください（正当な理由がある場合を除きます。）。

(A 4)

様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第 3 号の 2 (第 5 条関係)

### 特定個人情報開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡県警察本部長

印

年 月 日付けで開示請求のあった特定個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 1 7 条第 1 項の規定により、次のとおり特定個人情報の全部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る特定個人情報 の内容		
特定個人情報の開示を実施 する日時及び場所	日時	午前 年 月 日 時 分 午後
事務担当課等	場所	
	(所属・係)	
備考	電話番号 ( )	— 内線 ( )

- 注 1 特定個人情報の開示を受ける際には、①この通知書と②開示請求をした本人であることを証明するために必要な書類を係員に提示してください。
- 2 指定された日時に来られない場合は、あらかじめその旨を電話等により事務担当課等まで連絡してください。
- 3 福岡県個人情報保護条例第 2 2 条第 4 項の規定により、この通知があった日から 9 0 日を経過すると開示を受けることができなくなりますので、御留意ください（正当な理由がある場合を除きます。）。

(A 4)

様式第4号を次のように改める。

様式第 4 号 (第 5 条関係)

## 個人情報部分開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡県警察本部長

印

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 16 年福岡県条例第 57 号）第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり個人情報の一部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容			
個人情報の開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日	午前 時 分 午後
	場所		
開示しない部分及び理由	福岡県個人情報保護条例第 14 条第 1 項第 号に該当		
	該当号	説 明	
事務担当課等	(所属・係)		
備考	電話番号 ( ) ( ) ( )	内線 ( )	

- 注 1 個人情報の開示を受ける際には、①この通知書と②開示請求をした本人であることを証明するために必要な書類を係員に提示してください。  
2 指定された日時に来られない場合は、あらかじめその旨を電話等により事務担当課等まで連絡してください。  
3 福岡県個人情報保護条例第 22 条第 4 項の規定により、この通知があった日から 90 日を経過すると開示を受けることができなくなりますので、御留意ください（正当な理由がある場合を除きます。）。

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。  
なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

(A 4)



様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第 4 号の 2 (第 5 条関係)

## 特定個人情報部分開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様



福岡県警察本部長

年 月 日付けで開示請求のあった特定個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 16 年福岡県条例第 57 号）第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり特定個人情報の一部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る特定個人情報内容			
特定個人情報の開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日	午前 時 分 午後
	場所		
開示しない部分及び理由	福岡県個人情報保護条例第 14 条第 1 項第 号に該当		
	該当号	説 明	
事務担当課等	(所属・係)		
備考	電話番号 ( ) ( ) ( )	—	内線 ( )

- 注 1 特定個人情報の開示を受ける際には、①この通知書と②開示請求をした本人であることを証明するために必要な書類を係員に提示してください。  
 2 指定された日時に来られない場合は、あらかじめその旨を電話等により事務担当課等まで連絡してください。  
 3 福岡県個人情報保護条例第 22 条第 4 項の規定により、この通知があった日から 90 日を経過すると開示を受けることができなくなりますので、御留意ください（正当な理由がある場合を除きます。）。

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

(A4)

様式第5号を次のように改める。

様式第 5 号 (第 5 条関係)

# 個人情報不開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡県警察本部長

印

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 16 年福岡県条例第 57 号）第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり個人情報全部を開示しないことを決定したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	福岡県個人情報保護条例第 14 条第 1 項第 1 号に該当	
	該当号	説明
開示しない理由		
事務担当課等	(所属・係) 電話番号 ( ) ( ) ( ) 内線 ( )	
備考		

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

(A4)

様式第5号の次に次の1様式を加える。

様式第 5 号の 2 (第 5 条関係)

## 特定個人情報不開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡県警察本部長

印

年 月 日付けで開示請求のあった特定個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 16 年福岡県条例第 57 号）第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり特定個人情報の全部を開示しないことを決定したので通知します。

開示請求に係る特定個人情報 の内容	
開示しない理由	福岡県個人情報保護条例第 14 条第 1 項第 号に該当
	該当号 説明
事務担当課等	(所属・係) 電話番号 ( ) — 内線 ( )
備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

(A 4)

様式第6号を次のように改める。

様式第 6 号 (第 6 条関係)

## 個人情報開示決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡県警察本部長

印

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 16 年福岡県条例第 57 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したもので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の決定期間	年 月 日 まで
延長の理由	
事務担当課等	(所属・係)
	電話番号 ( ) ( ) ー ー 内線 ( )
備考	

(A4)



様式第6号の次に次の1様式を加える。

様式第 6 号の 2 (第 6 条関係)

### 特定個人情報開示決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡県警察本部長

印

年 月 日付けで開示請求のあった特定個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る特定個人情報 の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の決定期間	年 月 日 まで
延長の理由	
事務担当課等	(所属・係)
	電話番号 ( ) ( ) ー ー 内線 ( ) ( )
備考	

(A 4)

様式第7号を次のように改める。

様式第 7 号 (第 7 条関係)

# 個人情報開示決定等期間特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡県警察本部長

印

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 1 9 条の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日まで
開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分について開示決定等をする期間	年 月 日 まで
残りの個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
福岡県個人情報保護条例第 1 9 条を適用する理由	
事務担当課等	(所属・係)
	電話番号 ( ) ( ) ( ) 内線 ( )
備考	

(A 4)

様式第7号の次に次の1様式を加える。

様式第 7 号の 2 (第 7 条関係)

### 特定個人情報開示決定等期間特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様



福岡県警察本部長

年 月 日付けで開示請求のあった特定個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 16 年福岡県条例第 57 号）第 19 条の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る特定個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日まで
開示請求に係る特定個人情報の中の相当の部分について開示決定等をする期間	年 月 日 まで
残りの特定個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
福岡県個人情報保護条例第 19 条を適用する理由	
事務担当課等	(所属・係)
備考	電話番号 ( ) ( ) ( ) 内線 ( )

(A4)

様式第8号を次のように改める。

様式第 8 号（第 8 条関係）

## 個人情報開示請求事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡県警察本部長

印

年 月 日付けであった個人情報の開示請求について、福岡県個人情報保護条例（平成 16 年福岡県条例第 57 号）第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	
移送をした実施機関の事務担当課等	(所属・係) 電話番号 ( ) - 内線 ( )
移送を受けた実施機関及び事務担当課等	実施機関 事務担当課等 電話番号 ( ) - 内線 ( )
移送した日	年 月 日
移送した理由	
備考	

注 本件開示請求に係る開示決定等その他移送日以後の事務については、移送を受けた実施機関が行います。

(A 4)



様式第8号の次に次の1様式を加える。

様式第 8 号の 2 (第 8 条関係)

### 特定個人情報開示請求事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡県警察本部長

印

年 月 日付けであった特定個人情報の開示請求について、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 2 0 条第 1 項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

開示請求に係る特定個人情報 報の内容	
移送をした実施機関の事務 担当課等	(所属・係) 電話番号 ( ) - 内線 ( )
移送を受けた実施機関及び 事務担当課等	実施機関 事務担当課等 電話番号 ( ) - 内線 ( )
移送した日	年 月 日
移送した理由	
備考	

注 本件開示請求に係る開示決定等その他移送日以後の事務については、移送を受けた実施機関が行います。

(A 4)

様式第9号を次のように改める。

様式第 9 号（第 9 条関係）

# 個人情報開示請求に係る意見照会書

第 号  
年 月 日

様



福岡県警察本部長

福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）に基づき、次のとおり、あなた（貴団体）に関する情報が含まれた個人情報について開示請求がありましたので、当該個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第 2 1 条第 1 項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙「個人情報開示請求に係る意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

開示請求に係る個人情報に含まれているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
開示請求の年月日	年 月 日
意見書の提出先 （事務担当課等）	所在地（〒 名称（所属・係） 電話番号（ ）ー 内線（ ）
意見書の提出期限	年 月 日
備考	

（A 4）

別紙

## 個人情報開示請求に係る意見書

年 月 日

福岡県警察本部長 殿

住所（法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地）  
（〒 ）

氏名（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ） —

連絡先又は連絡担当者

年 月 日付け、第 号で照会のあった件について、次の  
とおり意見を提出します。

開示請求に係る個人情報に含まれているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
上記のあなた（貴団体）に関する情報の開示に反対する意思の有無 〔 該当する番号を○で 囲んでください。〕	1 有            2 無
あなた（貴団体）に関する情報の開示による支障（不利益）の具体的内容 〔 上記で1を選択した場合に記載してください。〕	

(A4)

様式第9号の次に次の1様式を加える。

様式第 9 号の 2 (第 9 条関係)

## 特定個人情報開示請求に係る意見照会書

第 号  
年 月 日

様

福岡県警察本部長

印

福岡県個人情報保護条例（平成 16 年福岡県条例第 57 号）に基づき、次のとおり、あなた（貴団体）に関する情報が含まれた特定個人情報について開示請求がありましたので、当該特定個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第 21 条第 1 項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該特定個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙「特定個人情報開示請求に係る意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

開示請求に係る特定個人情報に含まれているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
開示請求の年月日	年 月 日
意見書の提出先 （事務担当課等）	所在地（〒 名称（所属・係） 電話番号（ ）－ 内線（ ）
意見書の提出期限	年 月 日
備考	

(A 4)

別 紙

### 特定個人情報開示請求に係る意見書

年 月 日

福岡県警察本部長 殿

住 所 (法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地)  
(〒 )

氏 名 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ( ) -

連絡先又は連絡担当者

年 月 日付け、 第 号で照会のあった件について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る特定個人情報に含まれているあなた(貴団体)に関する情報の内容	
上記のあなた(貴団体)に関する情報の開示に反対する意思の有無 〔 該当する番号を○で囲んでください。 〕	1 有            2 無
あなた(貴団体)に関する情報の開示による支障(不利益)の具体的内容 〔 上記で1を選択した場合に記載してください。 〕	

(A4)



様式第10号を次のように改める。



別紙

## 個人情報開示請求に係る意見書

年 月 日

福岡県警察本部長 殿

住所（法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地）  
（〒 ）

氏名（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ） —

連絡先又は連絡担当者

年 月 日付け、第 号で照会のあった件について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る個人情報に含まれているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
上記のあなた（貴団体）に関する情報の開示に反対する意思の有無 〔 該当する番号を○で 囲んでください。〕	1 有 2 無
あなた（貴団体）に関する情報の開示による支障（不利益）の具体的内容 〔 上記で1を選択した場合に記載してください。〕	

(A4)

様式第10号の次に次の1様式を加える。

様式第 1 0 号の 2 (第 9 条関係)

## 特定個人情報開示請求に係る意見照会書

第 号  
年 月 日

様

福岡県警察本部長

印

福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）に基づき、次のとおり、あなた（貴団体）に関する情報が含まれている特定個人情報について開示請求があり、開示決定を行いたいと考えています。

つきましては、同条例第 2 1 条第 2 項に基づき、御意見を伺いますので、当該特定個人情報を開示することについて御意見がある場合は、別紙「特定個人情報開示請求に係る意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

開示請求に係る特定個人情報に含まれているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
開示請求の年月日	年 月 日
福岡県個人情報保護条例第 1 6 条の規定により開示しようとする理由	
意見書の提出先 (事務担当課等)	所在地 ( 千 名 称 (所属・係) 電話番号 ( ) ー 内線 ( )
意見書の提出期限	年 月 日
備考	

(A 4)

別 紙

### 特定個人情報開示請求に係る意見書

年 月 日

福岡県警察本部長 殿

住 所 (法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地)  
(〒 )

氏 名 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ( ) —

連絡先又は連絡担当者

年 月 日付け、 第 号で照会のあった件について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る特定個人情報に含まれているあなた(貴団体)に関する情報の内容	
上記のあなた(貴団体)に関する情報の開示に反対する意思の有無 〔該当する番号を○で囲んでください。〕	1 有            2 無
あなた(貴団体)に関する情報の開示による支障(不利益)の具体的内容 〔上記で1を選択した場合に記載してください。〕	

(A4)

様式第11号を次のように改める。

様式第 1 1 1 号 (第 9 条関係)

# 個人情報開示決定に係る通知書

第 号  
年 月 日

様



福岡県警察本部長

年 月 日付けであなた (貴団体) から「個人情報開示請求に係る意見書」の提出がありました。個人情報については、次のとおり開示することを決定しましたので、福岡県個人情報保護条例 (平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号) 第 2 1 条第 3 項の規定により通知します。

開示決定した個人情報に含まれているあなた (貴団体) に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
事務担当課等	(所属・係)
	電話番号 ( ) ( ) 内線 ( )
備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として (代表者は福岡県公安委員会となります) この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

( A 4 )



様式第 11 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 1 1 号の 2 (第 9 条関係)

# 特定個人情報開示決定に係る通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡県警察本部長

印

年 月 日付けであなた (貴団体) から「特定個人情報開示請求に係る意見書」の提出がありました特定個人情報については、次のとおり開示することを決定しましたので、福岡県個人情報保護条例 (平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号) 第 2 1 条第 3 項の規定により通知します。

開示決定した特定個人情報に含まれているあなた (貴団体) に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
事務担当課等	(所属・係) 電話番号 ( ) ( ) ー ー 内線 ( ) ( )
備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として (代表者は福岡県公安委員会となります。)

この決定の取消しの訴えを提起することもできません。  
なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

( A 4 )

様式第12号を次のように改める。

様式第 1 2 号 (第 1 4 条関係)

(表)

## 個人情報訂正請求書

福岡県警察本部長 殿

年 月 日

郵便番号.....  
(請求者) 住 所.....  
フリガナ.....  
氏 名.....  
電話番号 (.....)

福岡県個人情報保護条例 (平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号) 第 2 7 条第 1 項の規定により、次のとおり個人情報の訂正請求をします。

訂正請求に係る個人情報の内容	
開示を受けた年月日	年 月 日
訂正請求の趣旨及び理由	
法定代理人が訂正請求をする場合における本人の氏名等	氏名
	住所
	状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 ( 年 月 日生) の親権者 <input type="checkbox"/> 成年被後见人
備考	

注 1 については、該当するにレ印を付けてください。

2 訂正請求の内容が事実と合致することを証明する資料の提出又は提示をしてください。

3 訂正請求の際は、本人であること (又は法定代理人自身であることを証明するために必要な書類 (運転免許証、旅券、健康保険証、個人番号カード等) の提出又は提示が必要です。

4 法定代理人による請求の場合は、3 の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提出又は提示が必要です。

5 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、個人情報開示決定通知書又は個人情報部分開示決定通知書の提示を求められます。

6 福岡県個人情報保護条例第 2 6 条第 3 項の規定により、訂正請求は、開示を受けた日から 9 0 日を経過するとできなくなります。

7 本件訂正請求に係る書類について、先の開示請求書記載の書類の送付先に送付を希望される場合は、その旨を備考欄に記載してください。

(A 4)

(裏)

## 【郵送により訂正請求をする場合】

1 本人であること（又は法定代理人自身であることを証明するために次に掲げる書類を提出することが必要です。（該当する書類に○をしてください。）

(1) 個人の場合（ア又はイのいずれか）の書類の提出が必要）

ア 法令の規定により交付された書類の写し

・運転免許証 ・旅券 ・健康保険証 ・個人番号カード

・その他法令の規定により交付された書類（括弧の中に具体的に記入してください。）

（ ）

イ アの書類が提出できない場合の書類（例えば会社、学校等が発行する身分証明書の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。）

（ ）

(2) 法人の場合（ア及びイの両方の書類の提出が必要）

ア 登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類等（括弧の中に具体的に記入してください。）（ ）

イ 開示請求をしようとする者と当該法人との関係を証する書類等（例えば法人が発行する社員証の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。）

（ ）

2 法定代理人による請求の場合は、1 の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提出が必要です。

3 郵送料金及び写しの作成に要する費用は、請求者負担となります。

## ※ 事務担当課等記入欄

事務担当課等	(所属・係)	
請求者本人確認欄	(1)運転免許証 (2)旅券 (3)健康保険の被保険者証 (4)個人番号カード (5)その他 ( )	
法定代理人資格確認欄	(1)戸籍抄本 (2)その他 ( )	
受理年月日等	受理年月日	受理窓口
	年 月 日	受理番号

様式第 12 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 1 2 号の 2 (第 1 4 条関係)

(表)

## 特定個人情報訂正請求書

福岡県警察本部長 殿

年 月 日

郵便番号 .....

(請求者) 住 所 .....

フリガナ .....

氏 名 .....

電話番号 ( ) .....

福岡県個人情報保護条例 (平成 1 6 年福岡条例第 5 7 号) 第 2 7 条第 1 項の規定により、次のとおり特定個人情報の訂正請求をします。

訂正請求に係る特定個人情報 情報の内容		
開示を受けた年月日		年 月 日
訂正請求の趣旨及び理由		
代理人が	氏名	
訂正請求	住所	
をする場	電話番号	(任意代理人の場合)
合におけ	代理人の種別	<input type="checkbox"/> 法定代理人
る本人の		〔 <input type="checkbox"/> 未成年者 ( 年 月 日生) の親権者〕
氏名等		
備考		

注 1 については、該当するにレ印を付けてください。

2 訂正請求の内容が事実と合致することを証明する資料の提出又は提示をしてください。

3 訂正請求の際は、本人であること (又は代理人自身であること) を証明するために必要な書類 (運転免許証、旅券、健康保険証、個人番号カード等) の提出又は提示が必要です。

4 法定代理人による請求の場合は、3 の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提出又は提示が必要です。

5 この様式において「任意代理人」とは、委任による代理人をいいます。

6 任意代理人による請求の場合は、3 の書類のほか委任状の提出が必要です。

7 任意代理人による請求の場合は、本人に対する代理権の付与についての確認を電話等により行いますので、本人の電話番号を必ず記載してください。

8 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、特定個人情報開示決定通知書又は特定個人情報開示決定通知書の提示を求めることがあります。

9 福岡県個人情報保護条例第 2 6 条第 3 項の規定により、訂正請求は、開示を受けた日から 9 0 日を経過するとできなくなります。

1 0 本件訂正請求に係る書類について、先の開示請求書記載の書類の送付先に送付を希望される場合は、その旨を備考欄に記載してください。

(A 4)

(裏)

## 【郵送により訂正請求をする場合】

1 本人であること（又は代理人自身であること）を証明するために次に掲げる書類を提出することが必要です。（該当する書類に○をしてください。）

(1) 個人の場合（ア又はイのいずれかの書類の提出が必要）

ア 法令の規定により交付された書類の写し

- ・運転免許証 ・旅券 ・健康保険証 ・個人番号カード
- ・その他法令の規定により交付された書類（括弧の中に具体的に記入してください。）

イ アの書類が提出できない場合の書類（例えば会社、学校等が発行する身分証明書の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。）

( )

(2) 法人の場合（ア及びイの両方の書類の提出が必要）

ア 登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類等（括弧の中に具体的に記入してください。）

イ 開示請求をしようとする者と当該法人との関係を証する書類等（例えば法人が発行する社員証の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。）

( )

( )

2 法定代理人による請求の場合は、1 の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提出が必要です。

3 任意代理人による請求の場合は、1 の書類のほか委任状の提出が必要です。

4 郵送料金及び写しの作成に要する費用は、請求者負担となります。

## ※ 事務担当課等記入欄

事務担当課等	(所属・係)		
請求者本人確認欄	(1)運転免許証 (2)旅券 (3)健康保険の被保険者証 (4)個人番号カード (5)その他 ( )		
法定代理人資格確認欄	(1)戸籍抄本 (2)その他 ( )		
任意代理人資格確認欄	委任状		
受理年月日等	受理年月日	受理窓口	受理番号
	年 月 日		



様式第13号を次のように改める。

様式第 1 3 号 (第 1 6 条関係)

# 個人情報訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡県警察本部長

印

年 月 日付けで訂正請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 2 9 条第 1 項の規定により、次のとおり訂正することを決定したので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
事務担当課等	(所属・係) 電話番号 ( ) ( ) ー ー 内線 ( )
備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後において、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

(A 4)

様式第 13 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 1 3 号の 2 (第 1 6 条関係)

### 特定個人情報訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様



福岡県警察本部長

年 月 日付けで訂正請求のあった特定個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 2 9 条第 1 項の規定により、次のとおり訂正することを決定したので通知します。

訂正請求に係る特定個人情報 報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
事務担当課等	(所属・係) 電話番号 ( ) ( ) ー ー 内線 ( )
備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後において、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

( A 4 )

様式第14号を次のように改める。

様式第 1 4 号 (第 1 6 条関係)

## 個人情報不訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様



福岡県警察本部長

年 月 日付けで訂正請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 2 9 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正をしないことを決定したので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容	
訂正をしない理由	
事務担当課等	(所属・係) 電話番号 ( ) ( ) — 内線 ( )
備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

( A 4 )

様式第 14 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 1 4 号の 2 (第 1 6 条関係)

## 特定個人情報不訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様



福岡県警察本部長

年 月 日付けで訂正請求のあった特定個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 2 9 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正をしないことを決定したので通知します。

訂正請求に係る特定個人情報 の内容	
訂正をしない理由	
事務担当課等	(所属・係) 電話番号 ( ) ( ) ー ー 内線 ( )
備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後において、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

( A 4 )



様式第 15 号を次のように改める。

様式第 1 5 号 (第 1 7 条関係)

# 個人情報訂正決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様



福岡県警察本部長

印

年 月 日 付けで訂正請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 3 0 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の決定期間	年 月 日 まで
延長の理由	
事務担当課等	(所属・係)
	電話番号 (     )     —     内線 (     )
備考	

(A 4)

様式第15号の次に次の1様式を加える。

様式第 1 5 号の 2 (第 1 7 条関係)

# 特定個人情報訂正決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様



福岡県警察本部長

印

年 月 日 付けで訂正請求のあった特定個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 3 0 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る特定個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の決定期間	年 月 日 まで
延長の理由	
事務担当課等	(所属・係)
	電話番号 ( ) ( ) ( ) ー ( ) ー 内線 ( ) ( ) ( )
備考	

(A 4)

様式第 16 号を次のように改める。

様式第 1 6 号 (第 1 8 条関係)

### 個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡県警察本部長

印

年 月 日付けで訂正請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 3 1 条の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
訂正決定等をする期限	年 月 日
福岡県個人情報保護条例第 3 1 条を適用する理由	
事務担当課等	(所属・係)
備考	電話番号 ( ) ( ) — 内線 ( )

(A 4)

様式第 16 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 1 6 号の 2 (第 1 8 条関係)

## 特定個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡県警察本部長

印

年 月 日付けで訂正請求のあった特定個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 3 1 条の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る特定個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
訂正決定等をする期限	年 月 日
福岡県個人情報保護条例第 3 1 条を適用する理由	
事務担当課等	(所属・係)
備考	電話番号 ( ) ( ) — 内線 ( )

(A 4)



様式第 17 号を次のように改める。

様式第 1 7 号 (第 1 9 条関係)

# 個人情報訂正請求事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様



福岡県警察本部長

年 月 日付けであった個人情報の訂正請求について、福岡県個人情報保護条例(平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号)第 3 2 条第 1 項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容	
移送をした実施機関の事務担当課等	(所属・係) 電話番号 ( ) - 内線 ( )
移送を受けた実施機関及び事務担当課等	実施機関 事務担当課等 電話番号 ( ) - 内線 ( )
移送した日	年 月 日
移送した理由	
備考	

注 本件訂正請求に係る訂正決定等その他移送日以後の事務については、移送を受けた実施機関が行いません。

(A 4)

様式第 17 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 1 7 号の 2 (第 1 9 条関係)

### 特定個人情報訂正請求事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡県警察本部長

印

年 月 日付けであった特定個人情報の訂正請求について、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 3 2 条第 1 項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

訂正請求に係る特定個人情報 報の内容	
移送をした実施機関の事務 担当課等	(所属・係) 電話番号 ( ) — 内線 ( )
移送を受けた実施機関及び 事務担当課等	実施機関
	事務担当課等
移送した日	電話番号 ( ) — 内線 ( ) 年 月 日
移送した理由	
備考	

注 本件訂正請求に係る訂正決定等その他移送日以後の事務については、移送を受けた実施機関が行います。

(A 4)

様式第18号を次のように改める。

様式第 1 8 号 (第 2 0 条関係)

# 個人情報訂正実施通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡県警察本部長

印

提供した個人情報の訂正をしたので、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 3 3 条の規定により、次のとおり通知します。

提供した個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
事務担当課等	(所属・係)
	電話番号 ( ) ( ) ー ー 内線 ( ) ( )
備考	

(A 4)

様式第 18 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 1 8 号の 2 (第 2 0 条関係)

### 特定個人情報訂正実施通知書

第 号  
年 月 日

様



福岡県警察本部長

提供した特定個人情報の訂正をしたので、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 3 3 条の規定により、次のとおり通知します。

提供した特定個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
事務担当課等	(所属・係)
	電話番号 ( ) ( ) ー ー 内線 ( ) ( )
備考	

(A 4)



様式第 19 号を次のように改める。

様式第 1 9 号 (第 2 1 条関係)

(表)

## 個人情報利用停止請求書

福岡県警察本部長 殿

年 月 日

郵便番号.....  
 (請求者) 住 所.....  
 フリガナ.....  
 氏 名.....  
 電話番号 (.....)

福岡県個人情報保護条例 (平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号。以下「条例」という。)  
 第 3 5 条第 1 項の規定により、次のとおり個人情報情報の利用停止請求をします。

利用停止請求に係る個人情報内容			
開示を受けた年月日	年 月 日		
利用停止請求の趣旨及び理由	<input type="checkbox"/> 条例第 3 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定に違反して収集された。	<input type="checkbox"/> 条例第 5 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反して利用されている。	<input type="checkbox"/> 条例第 5 条第 1 項、第 2 項又は第 4 項の規定に違反している。
	求める措置	<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去	<input type="checkbox"/> 提供の停止
法定代理人が利用停止請求をする場合における本人の氏名等	理由		
	氏名		
	住所		
備考	状況	<input type="checkbox"/> 未成年者 ( 年 月 日生) の親権者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人	

- 注 1 については、該当するにレ印を付けてください。  
 2 利用停止請求の際は、本人であること (又は法定代理人自身であること) を証明するために必要な書類 (運転免許証、旅券、健康保険証、個人番号カード等) の提出又は提示が必要です。  
 3 法定代理人による請求の場合は、2 の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提出又は提示が必要です。  
 4 開示の決定を受けたこととの確認に必要な場合は、個人情報開示決定通知書又は個人情報部分開示決定通知書の提示を求められます。  
 5 条例第 3 4 条第 3 項の規定により、利用停止請求は、開示を受けた日から 9 0 日を経過するとできなくなります。  
 6 本件利用停止請求に係る書類について、先の開示請求書記載の書類の送付先に送付を希望される場合は、その旨を備考欄に記載してください。

(A 4)

(裏)

## 【郵送により利用停止請求をする場合】

1 本人であること（又は法定代理人自身であることを証明するために次に掲げる書類を提出することが必要です。（該当する書類に○をしてください。）

(1) 個人の場合（ア又はイのいずれかの書類の提出が必要）

ア 法令の規定により交付された書類の写し

- ・運転免許証 ・旅券 ・健康保険証 ・個人番号カード
- ・その他法令の規定により交付された書類（括弧の中に具体的に記入してください。）

イ アの書類が提出できない場合の書類（例えば会社、学校等が発行する身分証明書  
の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。）

( )

(2) 法人の場合（ア及びイの両方の書類の提出が必要）

ア 登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類等（括弧の中に具体的に記入してください。）

イ 開示請求をしようとする者と当該法人との関係を証する書類等（例えば法人が発

行する社員証の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。）

( )

2 法定代理人による請求の場合は、1 の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提出が必要です。

3 郵送料金及び写しの作成に要する費用は、請求者負担となります。

## ※ 事務担当課等記入欄

事務担当課等	(所属・係)		
請求者本人確認欄	(1)運転免許証 (2)旅券 (3)健康保険の被保険者証 (4)個人番号カード (5)その他 ( )		
法定代理人資格確認欄	(1)戸籍抄本 (2)その他 ( )		
受理年月日等	受理年月日	受理窓口	受理番号
	年 月 日		

様式第 19 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 1 9 号の 2 (第 2 1 条関係)

(表)

## 特定個人情報利用停止請求書

福岡県警察本部長 殿

年 月 日

郵便番号

(請求者) 住所

フリガナ

氏名

電話番号 ( )

福岡県個人情報保護条例 (平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号。以下「条例」という。)  
第 3 5 条第 1 項の規定により、次のとおり特定個人情報情報の利用停止請求をします。

利用停止請求に係る特定個人情報内容	年 月 日
開示を受けた年月日	<input type="checkbox"/> 条例第 3 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定に違反して収集された。 <input type="checkbox"/> 条例第 5 条の 2 の規定に違反して利用されている。 <input type="checkbox"/> 番号利用法第 2 0 条の規定に違反して収集され、又は保管されている。 <input type="checkbox"/> 番号利用法第 2 8 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されている。
利用停止請求の趣旨及び理由	<input type="checkbox"/> 条例第 5 条の 3 の規定に違反して提供されている。
求める措置	<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 提供の停止
理由	
代理人が利用停止請求をする場合における本人の氏名等	氏名 住所 電話番号 (任意代理人の場合) <input type="checkbox"/> 法定代理人 [ <input type="checkbox"/> 未成年者 ( 年 月 日生) の親権者 ] <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
備考	

- 注 1 については、該当するにレ印を付けてください。
- 2 利用停止請求の際は、本人であること (又は代理人自身であることを証明するために必要な書類 (運転免許証、旅券、健康保険証、個人番号カード等) の提出又は提示が必要です。
- 3 法定代理人による請求の場合は、2 の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提出又は提示が必要です。
- 4 この様式において「番号利用法」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成 2 5 年法律第 2 7 号) を、「任意代理人」とは委任による代理人をいいます。
- 5 任意代理人による請求の場合は、2 の書類のほか委任状の提出が必要です。
- 6 任意代理人による請求の場合は、本人に対する代理権の付与についての確認を電話等により行いますので、本人の電話番号を必ず記載してください。
- 7 開示の決定を受けたことの確認に必要な場合は、特定個人情報開示決定通知書又は特定個人情報開示決定通知書の提示を求めることがあります。
- 8 条例第 3 4 条第 3 項の規定により、利用停止請求は、開示を受けた日から 9 0 日を経過するとできなくなります。
- 9 本件利用停止請求に係る書類について、先の開示請求書記載の書類の送付先に送付を希望される場合は、その旨を備考欄に記載してください。

(A 4)

(裏)

## 【郵送により利用停止請求をする場合】

1 本人であること（又は代理人自身であること）を証明するために次に掲げる書類を提出することが必要です。（該当する書類に○をしてください。）

(1) 個人の場合（ア又はイのいずれかの書類の提出が必要）

ア 法令の規定により交付された書類の写し

・運転免許証 ・旅券 ・健康保険証 ・個人番号カード

・その他法令の規定により交付された書類（括弧の中に具体的に記入してください。）  
（ ）

イ アの書類が提出できない場合の書類（例えば会社、学校等が発行する身分証明書の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。）  
（ ）

(2) 法人の場合（ア及びイの両方の書類の提出が必要）

ア 登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類等（括弧の中に具体的に記入してください。）（ ）

イ 開示請求をしようとする者と当該法人との関係を証する書類等（例えば法人が発行する社員証の写し等、括弧の中に具体的に記入してください。）  
（ ）

2 法定代理人による請求の場合は、1 の書類のほか戸籍抄本等本人との関係を証明するために必要な書類の提出が必要です。

3 任意代理人による請求の場合は、1 の書類のほか委任状の提出が必要です。

4 郵送料金及び写しの作成に要する費用は、請求者の負担となります。

## ※ 事務担当課等記入欄

事務担当課等	(所属・係)		
請求者本人確認欄	(1)運転免許証 (2)旅券 (3)健康保険の被保険者証 (4)個人番号カード (5)その他 ( )		
法定代理人資格確認欄	(1)戸籍抄本 (2)その他 ( )		
任意代理人資格確認欄	委任状		
受理年月日等	受理年月日	受理窓口	受理番号
	年 月 日		

様式第 20 号を次のように改める。

様式第 2 0 号 (第 2 3 条関係)

# 個人情報利用停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様



福岡県警察本部長

年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 3 7 条第 1 項の規定により、次のとおり利用停止することを決定したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
事務担当課等	(所属・係)
	電話番号 ( ) ( ) ( ) 内線 ( ) ( )
備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に福岡県公安委員会に対して審査請求をすることが出来ます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この決定の取消しの訴えを提起することも出来ます。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後において、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することが出来ます。

(A 4)



様式第 20 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 2 0 号の 2 (第 2 3 条関係)

### 特定個人情報利用停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様



福岡県警察本部長

年 月 日付けで利用停止請求のあった特定個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 3 7 条第 1 項の規定により、次のとおり利用停止することを決定したので通知します。

利用停止請求に係る特定個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
事務担当課等	(所属・係)
	電話番号 ( ) ( ) ー ー 内線 ( ) ( )
備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後において、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

( A 4 )

様式第 21 号を次のように改める。

様式第 2 1 号 (第 2 3 条関係)

# 個人情報利用不停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様



福岡県警察本部長

年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 3 7 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止をしないことを決定したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報 報の内容	
利用停止をしない理由	
事務担当課等	(所属・係)
	電話番号 ( ) ( ) — 内線 ( )
備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後において、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

( A 4 )

様式第 21 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 2 1 号の 2 (第 2 3 条関係)

## 特定個人情報利用不停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡県警察本部長

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった特定個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 3 7 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止をしないことを決定したので通知します。

利用停止請求に係る特定個人情報 の内容	
利用停止をしない理由	
事務担当課等	(所属・係) 電話番号 ( ) ( ) — 内線 ( )
備考	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、福岡県公安委員会に対して審査請求をすることができません。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできません。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

(A 4)

様式第22号を次のように改める。

様式第 2 2 号 (第 2 4 条関係)

# 個人情報利用停止決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡県警察本部長

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 3 8 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報 の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の決定期間	年 月 日 まで
延長の理由	
事務担当課等	(所属・係)
	電話番号 ( ) ( ) - 内線 ( )
備考	

(A 4)



様式第22号の次に次の1様式を加える。

様式第 2 2 号の 2 (第 2 4 条関係)

# 特定個人情報利用停止決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡県警察本部長

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった特定個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 3 8 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したもので通知します。

利用停止請求に係る特定個人情報 の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日 まで
延長の理由	
事務担当課等	(所属・係)
	電話番号 ( ) ( ) — 内線 ( )
備考	

(A 4)

様式第 23 号を次のように改める。

様式第 2 3 号 (第 2 5 条関係)

# 個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡県警察本部長

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 3 9 条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したもので通知します。

利用停止請求に係る個人情報 の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
利用停止決定等をする期限	年 月 日
福岡県個人情報保護条例第 3 9 条を適用する理由	
事務担当課等	(所属・係)
備考	電話番号 ( ) ( ) - 内線 ( )

(A 4)

様式第 23 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 2 4 号 (第 2 5 条関係)

### 特定個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

福岡県警察本部長



年 月 日付けで利用停止請求のあった特定個人情報については、福岡県個人情報保護条例（平成 1 6 年福岡県条例第 5 7 号）第 3 9 条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る特定個人情報の内容	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
利用停止決定等をする期限	年 月 日
福岡県個人情報保護条例第 3 9 条を適用する理由	
事務担当課等	(所属・係)
	電話番号 ( ) ( ) ( ) ー ( ) ( ) 内線 ( ) ( )
備考	

(A 4)

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の第4条第1項第1号の規定の適用については、平成28年1月1日前に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号。以下「番号利用法整備法」という。）第19条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第3項の規定により交付された同条第1項に規定する住民基本台帳カードは、番号利用法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた番号利用法整備法第19条の規定による改正前の住民基本台帳法第30条の44第9項の規定によりその効力を失う時までの間は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードとみなす。

# 雑 報

## 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成27年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- |               |                                |                     |
|---------------|--------------------------------|---------------------|
| 1 名           | 称                              | 第2185回西日本宝くじ        |
| 2 発売総額及び通数    | 600,000,000円                   | 1組10万通 30組          |
| 3 証 票 金 額     | 1 枚                            | 200円                |
| 4 発 売 期 間     | 平成28年4月1日から<br>平成28年4月12日まで    |                     |
| 5 当せん金の総額     | 発売総額に対し                        | 274,900,000円        |
| 6 委 託 対 象 事 務 | 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務 |                     |
| 7 売りさばき及び     | 当せん金支払手数料                      | 発売総額に対し 53,757,972円 |
| 8 その他発売経費     | 発売総額に対し                        | 23,820,000円         |
| 9 受託申請期限      | 平成28年1月15日                     |                     |

## 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成27年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- |               |                                |                     |
|---------------|--------------------------------|---------------------|
| 1 名           | 称                              | 第2186回西日本宝くじ        |
| 2 発売総額及び通数    | 300,000,000円                   | 1組10万通 30組          |
| 3 証 票 金 額     | 1 枚                            | 100円                |
| 4 発 売 期 間     | 平成28年4月6日から<br>平成28年4月19日まで    |                     |
| 5 当せん金の総額     | 発売総額に対し                        | 128,900,000円        |
| 6 委 託 対 象 事 務 | 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務 |                     |
| 7 売りさばき及び     | 当せん金支払手数料                      | 発売総額に対し 30,439,692円 |
| 8 その他発売経費     | 発売総額に対し                        | 15,390,000円         |
| 9 受託申請期限      | 平成28年1月15日                     |                     |

## 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成27年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- |     |   |              |
|-----|---|--------------|
| 1 名 | 称 | 第2187回西日本宝くじ |
|-----|---|--------------|



- 2 発売総額及び通数 600,000,000円  
300万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成28年4月13日から  
平成28年4月26日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 269,868,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 55,000,814円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 38,580,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成28年1月15日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成27年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2188回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 250,000,000円  
1組10万通 25組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 平成28年4月27日から  
平成28年5月10日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 105,400,000円

- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 25,232,472円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 12,825,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成28年1月15日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成27年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2189回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円  
250万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成28年4月27日から  
平成28年5月10日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 225,000,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 45,781,200円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 32,150,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成28年1月15日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成27年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2190回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円  
250万通
- 3 証 票 金 額 1 枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成28年5月11日から  
平成28年5月24日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 225,000,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 46,078,200円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 32,150,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成28年1月15日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成27年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2191回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円  
250万通
- 3 証 票 金 額 1 枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成28年5月25日から  
平成28年6月7日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 225,100,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 45,836,280円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 32,150,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成28年1月15日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成27年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2192回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 250,000,000円

1組10万通 25組

- 3 証 票 金 額 1枚 100円  
 4 発 売 期 間 平成28年6月4日から  
 平成28年6月21日まで  
 5 当 せ ん 金 の 総 額 発売総額に対し 105,270,000円  
 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務  
 7 売 り さ ば き 及 び  
 当せん金支払手数料 発売総額に対し 27,435,780円  
 8 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 12,825,000円  
 9 受 託 申 請 期 限 平成28年1月15日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成27年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2193回西日本宝くじ  
 2 発 売 総 額 及 び 通 数 600,000,000円  
 300万通  
 3 証 票 金 額 1枚 200円  
 4 発 売 期 間 平成28年6月8日から  
 平成28年6月28日まで  
 5 当 せ ん 金 の 総 額 発売総額に対し 270,000,000円  
 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て

の事務

- 7 売 り さ ば き 及 び  
 当せん金支払手数料 発売総額に対し 54,127,440円  
 8 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 38,580,000円  
 9 受 託 申 請 期 限 平成28年1月15日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成27年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2194回西日本宝くじ  
 2 発 売 総 額 及 び 通 数 600,000,000円  
 1組10万通 30組  
 3 証 票 金 額 1枚 200円  
 4 発 売 期 間 平成28年6月22日から  
 平成28年7月5日まで  
 5 当 せ ん 金 の 総 額 発売総額に対し 263,900,000円  
 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務  
 7 売 り さ ば き 及 び  
 当せん金支払手数料 発売総額に対し 54,373,572円  
 8 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 23,820,000円  
 9 受 託 申 請 期 限 平成28年1月15日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成27年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2195回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 250,000,000円  
1組10万通 25組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 平成28年6月29日から  
平成28年7月12日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 104,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 25,075,332円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 12,825,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成28年1月15日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成27年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2196回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円  
250万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 平成28年6月29日から  
平成28年7月19日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 223,750,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 45,114,300円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 32,150,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 平成28年1月15日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成27年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2197回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 500,000,000円

250万通

- 3 証 票 金 額 1 枚 200円  
 4 発 売 期 間 平成28年7月20日から  
 平成28年8月2日まで  
 5 当 せ ん 金 の 総 額 発売総額に対し 225,500,000円  
 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務  
 7 売 り さ ば き 及 び  
 当せん金支払手数料 発売総額に対し 45,921,600円  
 8 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 32,150,000円  
 9 受 託 申 請 期 限 平成28年1月15日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成27年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2198回西日本宝くじ  
 2 発 売 総 額 及 び 通 数 500,000,000円  
 250万通  
 3 証 票 金 額 1 枚 200円  
 4 発 売 期 間 平成28年8月31日から  
 平成28年9月13日まで  
 5 当 せ ん 金 の 総 額 発売総額に対し 225,000,000円  
 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全て

の事務

- 7 売 り さ ば き 及 び  
 当せん金支払手数料 発売総額に対し 45,495,000円  
 8 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 32,150,000円  
 9 受 託 申 請 期 限 平成28年1月15日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成27年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2199回西日本宝くじ  
 2 発 売 総 額 及 び 通 数 600,000,000円  
 1組10万通 30組  
 3 証 票 金 額 1 枚 200円  
 4 発 売 期 間 平成28年9月7日から  
 平成28年9月20日まで  
 5 当 せ ん 金 の 総 額 発売総額に対し 271,900,000円  
 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務  
 7 売 り さ ば き 及 び  
 当せん金支払手数料 発売総額に対し 54,286,092円  
 8 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 23,820,000円  
 9 受 託 申 請 期 限 平成28年1月15日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成27年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- |                        |                                |
|------------------------|--------------------------------|
| 1 名 称                  | 第2200回西日本宝くじ                   |
| 2 発売総額及び通数             | 500,000,000円<br>250万通          |
| 3 証 票 金 額              | 1 枚 200円                       |
| 4 発 売 期 間              | 平成28年9月14日から<br>平成28年9月27日まで   |
| 5 当せん金の総額              | 発売総額に対し 225,700,000円           |
| 6 委 託 対 象 事 務          | 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務 |
| 7 売りさばき及び<br>当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 45,729,360円            |
| 8 その他発売経費              | 発売総額に対し 32,150,000円            |
| 9 受 託 申 請 期 限          | 平成28年1月15日                     |

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成27年12月25日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- |                        |                                |
|------------------------|--------------------------------|
| 1 名 称                  | 第2201回西日本宝くじ                   |
| 2 発売総額及び通数             | 250,000,000円<br>1組10万通 25組     |
| 3 証 票 金 額              | 1 枚 100円                       |
| 4 発 売 期 間              | 平成28年9月21日から<br>平成28年10月4日まで   |
| 5 当せん金の総額              | 発売総額に対し 107,400,000円           |
| 6 委 託 対 象 事 務          | 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務 |
| 7 売りさばき及び<br>当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 24,986,232円            |
| 8 その他発売経費              | 発売総額に対し 12,825,000円            |
| 9 受 託 申 請 期 限          | 平成28年1月15日                     |